

伊東市津波避難計画

平成29年3月策定
(令和4年5月改訂)
伊東市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災では、死者・行方不明者合わせて約 2 万人という甚大な被害をもたらした。

こうした状況を踏まえ、静岡県（以下「県」という。）では、平成 25 年 6 月 27 日に、「静岡県第 4 次地震被害想定」、さらに内閣府では、平成 25 年 12 月に首都直下地震モデル検討会から「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」が公表された。

県では、この国の報告書において示された新たな科学的知見に対応し、「第 4 次地震被害想定」を補足するため、「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定」を実施し、平成 27 年 1 月に公表した。

この想定における伊東市（以下「市」という。）の被害は最大震度 6 強、最大津波高 17m、最大波到達時間 4 分、津波浸水域 3.2 km²と想定されている。

東日本大震災における甚大な被害を二度と繰り返すことがないように、津波から市民のいのちを守ることや、地震に対する被害軽減対策を実行することは最重要課題となっている。

こうした状況下において、本市では、「静岡県第 4 次地震被害想定」「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定」に基づき、津波避難計画を策定した。

市民のいのちを守るためには、いかに早く確実に避難を実施できるかが重要であり、強い揺れを感じたら、すぐに市民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるように、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の設定、避難勧告や指示の発令及び伝達等について、「伊東市津波避難計画」を定めるものである。

目 次

第1章 総則1

1 津波避難計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の修正	1
4 用語の定義	1
(1) 津波浸水想定区域	1
(2) 津波避難対象地域	1
(3) 津波避難困難地域	2
(4) 津波避難施設	2
(5) 避難路	2
(6) 避難経路	2
(7) 指定緊急避難場所(津波)	2
(8) 指定避難所(津波)	2
第2章 避難計画	3
1 津波避難対象地域	4
(1) 津波避難対象地域の設定	4
(2) 津波避難可能地域の設定	4
(3) 津波避難困難地域の設定	4
2 津波避難施設	5
(1) 既存の津波避難施設	5
1) 指定緊急避難場所	5
2) 指定避難所	6
3) 津波避難協力ビル	8
(2) 津波避難施設の整備	9
1) 市指定避難施設の整備	9
2) 避難路・避難経路の整備(観光客等に対する対策)	9
3 津波浸水深、津波高及び津波到達時間	10
4 避難推奨方向	10
5 避難方法	10
第3章 津波避難シミュレーション	13
1 津波避難シミュレーション	13
(1) 目的	13
(2) 計算条件	13

1)	使用する津波波源モデル	13
2)	浸水開始時間	13
3)	避難者の移動速度（現状）	13
4)	避難開始時間（現状）	13
5)	津波避難先	13
6)	避難者の行動について	14
(3)	要避難者	14
(4)	健常者、避難行動要支援者、観光客	19
2	津波避難シミュレーション結果	21
(1)	現状	21
(2)	対策後	28
1)	計算条件	28
3	津波避難マップ	35
4	津波避難困難地域	43
第4章 初動体制		56
1	災害配備基準	56
2	職員の連絡・参集体制	57
(1)	勤務時間外	57
(2)	勤務時間	57
3	津波に関する情報等の種類	59
(1)	津波警報・注意報	59
(2)	津波情報	60
(3)	津波予報	61
(4)	津波予報区	61
4	地震・津波情報等の収集・伝達	62
(1)	情報の収集手段	62
(2)	情報収集体制	62
(3)	海面監視体制	63
(4)	地震・津波情報、津波予報の伝達	63
(5)	津波情報等の周知	63
5	避難誘導等に従事する者の安全性の確保	64
6	避難指示の発令と伝達	66
(1)	避難指示の発令	66
1)	避難指示を発令する避難対象地域	66
2)	発令基準	66
(2)	避難指示の伝達・周知	67

1) 伝達方法	67
2) 避難指示の内容	67
3) 避難指示の解除	67
4) 広報文例	67
第5章 避難行動要支援者への避難支援	71
1 避難行動要支援者への主な支援方法	71
第6章 平常時の津波防災教育・啓発及び避難訓練	73
1 防災教育の推進及び防災意識の啓発	73
2 津波避難訓練の実施	73
(1) 総合防災訓練	73
(2) 地域防災訓練	73
(3) 津波避難訓練	73

添付資料 別紙一覧

別紙1 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース1)レベル2 津波想定浸水区域図	74
--	----

第1章 総則

1 津波避難計画の目的

津波避難については、市民一人ひとりの率先避難、地域ぐるみによる避難が基本であり、事前の備えと実践的な訓練を積み重ねることが重要である。

そこで、本計画では、駿河・相模・南海トラフ沿い等で発生する巨大地震により津波が発生した場合に備え、市民の生命、身体の安全を確保するために、適切かつ円滑に避難を行うことを目的として本計画を定めるものとする。

2 計画の位置付け

本計画では、現時点で考えうる最大クラスの地震・津波を想定し、平成 27 年 1 月に静岡県第 4 次地震被害想定追加資料で示された相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1）（以下「相模トラフ想定」という。）に対応した市民の避難行動を示すものとする。

さらに、津波は地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間などが大きく異なるものであることを十分に認識し、人的被害を軽減するためには、「すぐに高いところへ避難する」という行動原則の周知徹底を図り、いざ津波が襲来した場合、行政と市民が、共に迅速かつ確に行動ができるように本計画において定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、今後、国や県が発表する被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものとする。

4 用語の定義

(1) 津波浸水想定区域

平成 27 年 1 月に県により公表された相模トラフ想定の結果に基づき、津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 津波避難対象地域

対象とする津波が発生した場合に避難が必要な地域とし、津波浸水想定区域に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して指定する。

(3) 津波避難困難地域

津波到達時間までに津波避難対象地域の外又は津波避難施設に避難することが困難な地域をいう。

(4) 津波避難施設

津波の危険から避難するための施設で、津波避難協力ビル・津波避難タワー・津波避難マウント（いのち山）等、市が指定するものをいう。

(5) 避難路

津波浸水想定区域外の安全な場所又は津波避難施設に避難するための経路で、地震発生後においても通行が可能と予想される道路をいう（通行が可能な私有地等を含むものとする）。

(6) 避難経路

避難経路とは、各地域の市民（自主防災会）が津波浸水想定区域外又は津波避難施設へ避難する経路をいい、市民（自主防災会）が避難路の中から設定する。

(7) 指定緊急避難場所（津波）

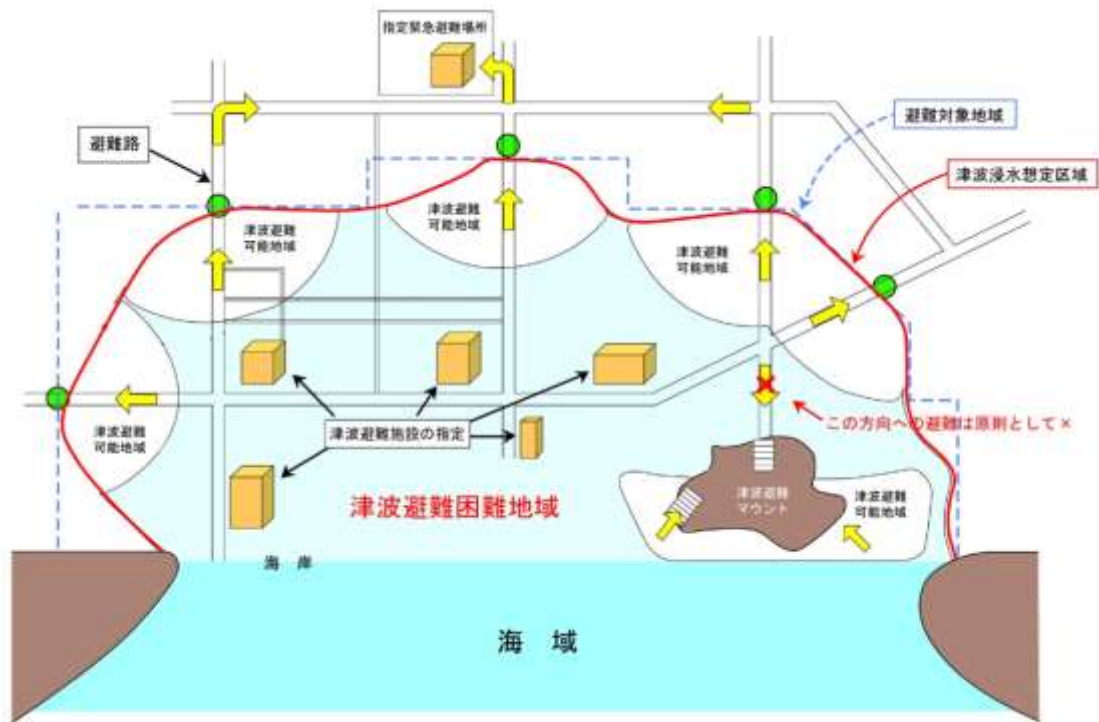
津波の危険から避難するため、津波浸水想定区域外に定める場所で、市が指定するものをいう。情報機器、非常食糧、毛布等が整備されていることが望ましいが、いのちを守ることを優先するため「避難所」とは異なり、それらが整備されていない場所もある。

(8) 指定避難所（津波）

津波の危険から避難するため及び住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間、避難する施設をいう。市が津波避難対象地域の外に指定するもので、食糧・飲料水・毛布・簡易トイレ等が整備されており、ある程度の期間にわたって避難が可能であることが望ましい。

第2章 避難計画

本計画では、市民が適切かつ迅速な避難方法を検討するに当たり、参考となるように相模トラフ想定津波の浸水域や到達予想時間、避難方法の目安を示すものとする。



津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
(消防庁国民保護・防災部防災課、平成25年3月) に一部加筆

図1 避難者の避難行動

1 津波避難対象地域

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が想定される地域であり、避難指示を発令する際に、特に避難の対象となる。本計画では、相模トラフ想定津波浸水想定区域と同一の地域とする。

本地域の市民は、高台や津波浸水想定区域外など、安全な避難場所へ避難する。

(1) 津波避難対象地域の設定

相模トラフ想定津波の結果に基づき、津波浸水想定区域を「津波避難対象地域」に設定する。津波避難対象地域の市民等は、地震が発生したら、直ちに避難行動を開始することとする。

(2) 津波避難可能地域の設定

第3章で実施する津波避難シミュレーションの結果に基づき、徒歩により津波浸水想定区域外又は津波避難施設へ避難が可能であった地域を「津波避難可能地域」に設定する。津波避難可能地域の市民等は、地震が発生したら、直ちに津波浸水想定区域外又は津波避難施設へ避難することとする。

(3) 津波避難困難地域の設定

第3章で実施する津波避難シミュレーションの結果に基づき、徒歩により津波浸水想定区域外又は津波避難施設へ避難することが困難な地域を「津波避難困難地域」に設定する。津波避難困難地域は、津波浸水想定区域から津波避難可能地域を除く地域とする。

2 津波避難施設

(1) 既存の津波避難施設

1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急的な避難場所をいう。本市では、津波の危険から緊急に避難するため避難場所を、次のとおり指定している。

表 1 指定緊急避難場所一覧（津波）

（令和 4 年 4 月現在）

名称	所在地	海拔 (m)	避難可 能人数 (人)	土砂災害区域	
				特別 警戒	警戒
北中学校（体育館）	湯川 360-1	64	370	○	○
北中学校（グラウンド）			5,500		
伊東公園	湯川 322	14	2,000		○
東小学校（体育館）	大原二丁目 2-6	44	500		
東小学校（グラウンド）			4,500		
南小学校（体育館）	玖須美元和田 716-87	145	330		
南小学校（グラウンド）			6,000		
市民運動場	玖須美元和田 716-115	138	10,000		
南中学校（体育館）	玖須美元和田 729-1	129	790		
南中学校（グラウンド）			12,500		
宇佐美中学校（体育館）	宇佐美 1537-1	16	470		
宇佐美中学校（グラウンド）			3,000		
川奈小学校（体育館）	川奈 1083-1	66	190		○
川奈小学校（グラウンド）			3,000		
伊東商業高校（体育館）	吉田 748-1	153	700		
伊東商業高校（グラウンド）			14,500		
大池小学校（体育館）	吉田 824-4	212	210		
大池小学校（グラウンド）			3,500		
門野中学校（体育館）	鎌田 1281-63	149	400		
門野中学校（グラウンド）			8,500		
十足広場	十足 536-1	241	2,500		
富戸小学校（体育館）	富戸 1203-1	89	200		○
富戸小学校（グラウンド）			8,500		

富戸公園	富戸 889-3	50	2,500		
八幡野小学校（体育館）	八幡野 976-1	56	340		
八幡野小学校（グラウンド）			2,000		
対島中学校（体育館）	八幡野 1128-3	94	380		
対島中学校（グラウンド）			3,700		
伊東高校城ヶ崎分校（体育館）	八幡野 1120	100	840		
伊東高校城ヶ崎分校（グラウンド）			7,200		
池小学校（体育館）	池 477-2	233	210		○
池小学校（グラウンド）			2,000		
浮山広場	赤沢 173-1	57	300		

2) 指定避難所

指定避難所とは、災害の危険性により避難した市民等が、災害の危険性がなくなるまで滞在する、又は災害により家に戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。本市では、次の施設を指定避難所に指定している。

表 2 指定避難所一覧（津波）

（令和 4 年 4 月現在）

地区	名称	所在地	海拔 (m)	避難可能人数(人)
宇佐美	宇佐美中学校（体育館）	宇佐美 1537-1	16	470
湯川	北中学校（体育館）	湯川 360-1	64	370
玖須美	東小学校（体育館）	大原二丁目 2-6	44	500
	南小学校（体育館）	玖須美和田 716-87	145	330
	南中学校（体育館）	玖須美和田 729-1	129	790
	伊東市民体育センター	玖須美和田 716-115	138	500
	市役所	大原二丁目 1-1	46	70
	南幼稚園富士見分園	玖須美和田 729-1	120	130
	富士見保育園	玖須美和田 716-509	138	140
	さくら園	玖須美和田 716-509	138	40
	大原武道場	大原二丁目 2-6	44	160
新井	竹の台幼稚園新井分園(閉園中)	新井一丁目 131-3	44	130
岡	旭小学校	岡 1270-1	43	150

地区	名称	所在地	海拔 (m)	避難可能人数(人)
	広野保育園	広野三丁目 3-28	12	90
	竹の台幼稚園	竹の台 3-11	21	80
	伊東競輪場	岡 1280	32	150
	保健福祉センター	大原一丁目 7-12	50	80
鎌田	門野中学校(体育館)	鎌田 1281-63	149	400
	鎌田幼稚園	岡 66-1	22	90
	鎌田会館	宮川町一丁目 2-16	20	60
	鎌田消防会館	鎌田 752-2	23	10
川奈	川奈小学校(体育館)	川奈 1083-1	66	190
	川奈幼稚園	川奈 878-1	41	60
	南幼稚園	川奈 1190-3	138	100
	小室コミュニティセンター	川奈 1322-2	88	120
吉田	大池小学校(体育館)	吉田 824-4	212	210
	伊東商業高校(体育館)	吉田 748-1	153	700
	養護老人ホーム	吉田 825-1	214	120
	吉田幼稚園	吉田 452	160	70
	吉田区民会館	吉田 571-1	158	150
	千歳会館	吉田 231-1	162	20
	予防医学センター ソラリオ	吉田 105-2	156	160
荻	荻幼稚園	荻 18-1	157	120
	荻区民会館	荻 597-6	137	130
	生涯学習センター荻会館	荻 226-1	130	50
十足	十足公民館	十足 595-1	236	30
	十足延命館	十足 536-1	241	10
富戸	富戸小学校(体育館)	富戸 1203-1	89	200
	富戸幼稚園	富戸 594	71	70
	富戸コミュニティセンター	富戸 594	72	160
	老人憩いの家城ヶ崎荘	富戸 911-115	74	80
八幡野	八幡野小学校(体育館)	八幡野 976-1	56	340
	対島中学校(体育館)	八幡野 1128-3	94	380
	伊東高校城ヶ崎分校(体育館)	八幡野 1120	100	840
	八幡野幼稚園	八幡野 1189-55	68	90

地区	名称	所在地	海拔 (m)	避難可能人数(人)
八幡野	八幡野コミュニティセンター	八幡野 1189-172	68	180
池	池小学校(体育館)	池 477-2	233	210
	生涯学習センター池会館	池 475-2	225	70
	池幼稚園	池 469-4	224	30
赤沢	生涯学習センター赤沢会館	赤沢 60-1	19	70

3) 津波避難協力ビル

津波避難協力ビルとは、津波浸水想定区域内の避難者で津波浸水想定区域外への避難が困難な避難者が、緊急に避難する建物をいう。本市では、次の施設を津波避難協力ビルに指定している。

表 3 津波避難協力ビル一覧表

(令和4年4月現在)

地区	施設名	所在地	階数 (階)	海拔 (m)	収容 人数(人)
宇佐美	中島荘	宇佐美 1746-1	4	4	129
	民宿大塚	宇佐美 1757-21	5	4	116
	中島マンション	宇佐美 1942-10	3	11	114
	FOREST タワー	宇佐美 1659-15	4	11	261
	宇佐美小学校	宇佐美 1627-1	4	7.5	1,100
市街地	SEVEN SEAS HOTEL ITO	湯川二丁目 3-10	3	3.5	187
	かめや楽寛	湯川二丁目 4-12	7	3.5	201
	ホテル伊東パウエル	湯川四丁目 2-15	8	4	1,143
	自家源泉と懐石料理の宿 伊東京屋	湯川二丁目 11-31	6	5	102
	はるひら丸	松原本町 1-14	4	3.5	137
	開福丸	東松原町 7-8	4	3.5	120
	三島信用金庫伊東営業部	東松原町 11-1	6	4	24
	游心楼山へい	和田一丁目 12-16	4	3	403
	丸六水産	静海町 8-2	3	3.5	103
	伊東シーサイド センチュリー21	湯川三丁目 6-18	11	4.5	341
	ビジネスホテル伊東	湯川二丁目 2-16	4	3.5	106

地区	施設名	所在地	階数 (階)	海拔 (m)	収容 人数(人)
	パークロカンダ	湯川一丁目 10-1	6	7	910
	和田湯会館	竹の内二丁目 7-24	3	4.5	168
	玖須美温泉会館	芝町 2-3	3	5	168
	ホテルラヴィエ川良	竹の内一丁目 1-3	11	3.5	480
	タイムズポート伊東駅前	松原湯端町 2-8	5	7	2,324
	ポレスター伊東駅前	猪戸一丁目 5-24	15	7	120
	ホテルラフォーレ伊東	猪戸二丁目 3-6	8	8	432
	石田ビル	松原本町 10-10	4	5	136
	FTK (福富興業) ビル	渚町 3-20	6	2.5	128
	ホテル暖香園	竹の内一丁目 3-6	6	4	1,008
	阿部商店	静海町 2-24	4	4	103
	ポレスター桜木町	桜木町一丁目 5-2	15	8	374
	星野リゾート界伊東	岡広町 2-21	7	14	248
	うるこやビル	猪戸一丁目 5-42	5	4.5	76
	東急ハーヴェスト クラブ伊東	竹の内一丁目 5-14	10	7.5	1,054
	伊東ホテルニュー岡部	桜木町二丁目 1-1	9	7.5	368
	伊東商工会議所	銀座元町 6-11	4	4.7	180
	伊東ふれあいセンター	松川町 5-10	4	4.6	260
	健康福祉センター	桜木町二丁目 2-3	4	7.5	1,489
	星野リゾート界アンジン	渚町 533-1	8	3.5	173
	西小学校	幸町 1-5	3	9.5	3,132
	ホテルサンハトヤ	湯川 572-12	14	5.6	1,411
	湯川終末処理場	湯川 571-3	3	5.1	226

- (注) 1 耐浪診断は、全津波避難協力ビルにおいて未実施
2 市街地とは、湯川、松原、玖須美、岡地区を指すものとする。

(2) 津波避難施設の整備

1) 市指定避難施設の整備

「第3章 津波避難シミュレーション」の結果により設定された津波避難困難地域に対して津波避難施設整備を検討する。

なお、施設整備に当たっては、当該地区住民の意見を聴取することとし、優先度を付けた中で実施する。

2) 避難路・避難経路の整備（観光客等に対する対策）

津波浸水想定区域外又は津波避難施設へ避難するための避難路及び避難経路

に対して、施設整備（避難階段、スロープ、避難誘導看板等）を検討する。

観光客等への対策としては、「第3章 津波避難シミュレーション」の結果及び津波避難マップに基づき、土地勘がない者でも迅速に避難できるよう避難方向等を示した津波避難誘導標示の設置を進める。

3 津波浸水深、津波高及び津波到達時間

各地域の津波の浸水深及び本市における津波到達時間は、表4及び別紙1を参考とし、より迅速な避難を心掛ける。

なお、第1波が最大とは限らず、場所によって、第2波又は第3波の津波高が最大となる場合がある。

表4 最大津波高及び津波到達時間

地区	最大津波高 (m)	海岸線津波到達時間 (分)
宇佐美	13	7
市街地	湯川	7
	松原	
	玖須美	
	新井	6
川奈	16	5
富戸	15	5
八幡野	12	6
赤沢	12	6

(注) 最大津波高及び海岸線津波到達時間は、各地区における居住地域の数値とする（住居がない沿岸部の津波高、到達時間は除く）。

4 避難推奨方向

避難推奨方向とは、津波浸水想定区域外へ最も効率よく避難する方向（最短経路でなくても避難に要する時間に大きな差異がない場合、より安全性が高い経路とする）をいい、「第3章 津波避難シミュレーション」における津波避難シミュレーション（対策後）の結果を基に津波避難マップに示すものとする。

5 避難方法

地震・津波発生時には、地震の揺れや液状化などによる家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、交通渋滞の発生などが想定され、自動車では円滑な避難ができない可能性が高いことから、徒歩及び車イスでの避難を原則とする。

ただし、やむを得ない場合で、地域の合意があり、市の認める場合は自動車での避難を認める。

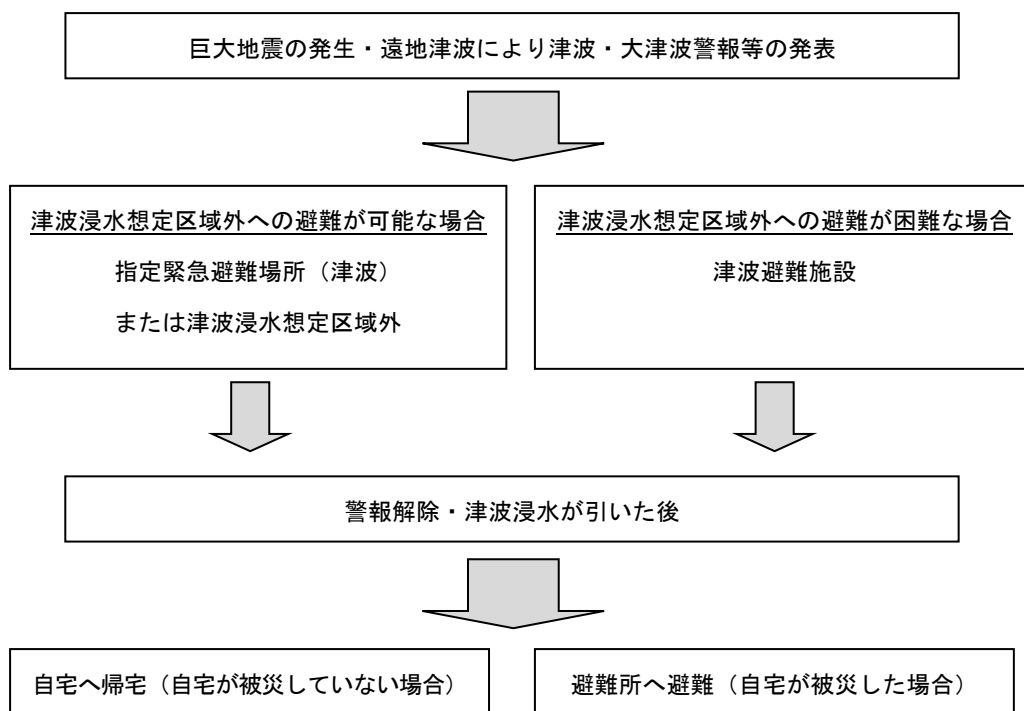


図 2 津波避難のイメージ

【津波に対する心得】

震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れを感じたらすぐ避難」を徹底しましょう。

◎【原則】揺れを感じたらすぐ避難

本市は震源域が近いことから、地震が起きてからわずか数分で津波が到達するため、揺れを感じたら直ちに避難しましょう。

◎【原則】できるだけ、高いところへ避難

できるだけ高い場所へ避難しましょう。

平常時から津波避難訓練に参加し、津波浸水想定区域外及び市指定津波避難協力ビルまでの避難ルートを確認しておきましょう。

◎【原則】第2波、第3波に注意

津波は海岸や海底の地形によって複雑な動きをし、地形によっては第1波よりも第2波、第3波のほうが高くなることもあります。津波警報や津波注意報が解除されるまでは警戒し、安易に自分で判断しないようにしましょう。

◎【原則】小さな揺れにも注意

揺れが小さくても、津波が小さいとは限りません。揺れがあったら自ら進んで正確な情報を収集しましょう。

第3章 津波避難シミュレーション

1 津波避難シミュレーション

(1) 目的

安全で確実な避難を可能とするためには津波避難シミュレーションを行い、避難時の安全性を定量的に示すことが必要となる。

なお、津波避難シミュレーションは、津波避難対策実施前である「現状」、津波避難対策実施後である「対策後」として2回行うものとする。

(2) 計算条件

1) 使用する津波波源モデル

安全性の観点から、本市で最大の被害となる相模トラフ想定津波とした。

2) 浸水開始時間

浸水開始時間は津波による浸水深 1cm のものを採用し、避難者がこれに巻き込まれた時点で被災とカウントした。

3) 避難者の移動速度（現状）

津波避難シミュレーションにおける避難とは、避難開始場所から津波避難先までの徒歩移動とした。

津波避難シミュレーションでは津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁国民保護・防災部防災課、平成 25 年 3 月）等を参考に、健常者の移動速度を 1.00 m/s、避難行動要支援者の移動速度を 0.50 m/s とした。

津波避難施設への避難については、一律 1 分の施設入口から避難階までの移動時間を考慮した。

また、徒歩以外の車、リヤカー、自転車等による避難は対象外とした。

4) 避難開始時間（現状）

避難開始時間とは、地震発生から避難開始までの準備に要する時間であり、静岡県避難計画策定指針を参考に、地震発生 5 分後とした。

5) 津波避難先

「第 2 章 避難計画 2 津波避難施設」で示した津波避難協力ビル及び津波浸水想定区域外が津波避難先となる。

6) 避難者の行動について

ア 津波浸水想定区域外への避難を行う。

イ アで被災が想定される避難者に対して、避難開始場所から直近の津波避難協力ビル（以下、「第1候補避難先」という。）へ避難する。第1候補避難先の収容人数が収容能力を超えた場合は、第2候補避難先へ向かう。第2候補避難先は収容能力を超えないように設定した。

(3) 要避難者

要避難者は、最も被害が大きいとされる市の夜間人口に観光客（海水浴客及びダイバー）を加え設定した。

市の人口は各建物に対して行政区ごとに延べ床面積で案分し、観光客は海水浴客等の資料より配置した。このうち、建物の重心が相模トラフ想定浸水範囲に含まれるものを要避難者とした。

市の人口を表 5、観光客を表 6、要避難者を表 7に示す。

表 5 伊東市人口

町丁目	人数（人）		
	日本人	外国人	計
宇佐美	9,605	69	9,674
湯川	1,100	14	1,114
湯川一丁目	284	4	288
湯川二丁目	421	5	426
湯川三丁目	225	3	228
湯川四丁目	157	2	159
松原	914	15	929
松原本町	334	6	340
東松原町	318	5	323
松川町	180	3	183
中央町	418	7	425
猪戸一丁目	325	5	330
猪戸二丁目	203	3	206
松原湯端町	153	3	156
渚町	166	1	167
銀座元町	270	2	272

町丁目	人数（人）		
	日本人	外国人	計
玖須美元和田	4,049	32	4,081
和田一丁目	428	3	431
和田二丁目	223	2	225
物見が丘	187	1	188
静海町	285	2	287
芝町	331	3	334
大原一丁目	416	3	419
大原二丁目	78	1	79
大原三丁目	548	4	552
竹の内一丁目	107	1	108
竹の内二丁目	548	4	552
新井	95	1	96
新井一丁目	452	3	455
新井二丁目	392	3	395
岡	3,500	38	3,538
岡広町	313	3	316
寿町	348	4	352
宝町	55	1	56
幸町	212	4	216
桜木町一丁目	231	2	233
桜木町二丁目	327	4	331
弥生町	317	3	320
末広町	265	3	268
広野一丁目	444	5	449
広野二丁目	48	1	49
広野三丁目	147	2	149
広野四丁目	192	2	194
竹の台	174	1	175
音無町	237	2	239
湯田町	356	4	360
瓶山一丁目	427	5	432
瓶山二丁目	132	1	133
馬場町一丁目	536	6	542

町丁目	人数（人）		
	日本人	外国人	計
馬場町二丁目	230	2	232
鎌田	2,316	17	2,333
南町一丁目	294	2	296
南町二丁目	177	1	178
桜ガ丘一丁目	239	2	241
桜ガ丘二丁目	197	1	198
宮川町一丁目	243	2	245
宮川町二丁目	162	1	163
川奈	7,279	17	7,296
吉田	3,570	12	3,582
荻	6,264	24	6,288
十足	1,504	6	1,510
富戸	6,637	40	6,677
八幡野	7,510	26	7,536
池	1,457	13	1,470
赤沢	838	11	849
合計	70,390	478	70,868

表 6 観光客

海水浴場等	人数（人）
オレンジビーチ	418
宇佐美海水浴場	201
川奈海水浴場	71
川奈いるか浜公園	582
赤沢マリーンベスト	25
八幡野ダイビングサービス	55
富戸ダイビングサービス	202
川奈ダイビングサービス	57
伊東マリンロード	19
宇佐美マリンスポーツオフィス	17
合計	1,647

表 7 要避難者

町丁目・海水浴場	人数（人）
宇佐美	3,616
湯川	107
湯川一丁目	288
湯川二丁目	427
湯川三丁目	228
湯川四丁目	159
松原	47
松原本町	340
東松原町	323
松川町	183
中央町	425
猪戸一丁目	330
猪戸二丁目	129
松原湯端町	154
渚町	167
銀座元町	272
和田一丁目	432
和田二丁目	225
静海町	287
芝町	212
大原一丁目	2
竹の内一丁目	108
竹の内二丁目	506
新井	17
新井一丁目	238
新井二丁目	280
岡広町	73
寿町	352
宝町	55
幸町	201
桜木町一丁目	233
桜木町二丁目	331

町丁目・海水浴場	人数（人）
弥生町	116
広野一丁目	281
竹の台	4
音無町	198
湯田町	279
馬場町一丁目	141
馬場町二丁目	45
川奈	402
富戸	62
八幡野	54
赤沢	21
オレンジビーチ	418
宇佐美海水浴場	201
川奈海水浴場	71
川奈いるか浜公園	582
赤沢マリーンベスト	25
八幡野ダイビングサービス	55
富戸ダイビングサービス	202
川奈ダイビングサービス	57
伊東マリンロード	19
宇佐美マリンスポーツオフィス	17
合計	13,997

(4) 健常者、避難行動要支援者、観光客

津波避難シミュレーションでは要避難者に対して、健常者（観光客含む）、避難行動要支援者の設定を行った。

本計画における避難行動要支援者は 65 歳以上独居、要介護 3 以上、障害 1・2 級、療育 A、特定疾患他に準ずる者とし、平成 28 年 9 月 20 日時点での人数を用いた。

また、これ以外のものを健常者とした。

要避難者のうち、健常者、避難行動要支援者（表中では「要支援者」）の内訳を表 8 に示す。

表 8 健常者と避難行動要支援者の内訳

町丁目・海水浴場	人数（人）		
	健常者	要支援者	計
宇佐美	3,254	362	3,616
湯川	91	16	107
湯川一丁目	242	46	288
湯川二丁目	344	83	427
湯川三丁目	195	33	228
湯川四丁目	136	23	159
松原	41	6	47
松原本町	296	44	340
東松原町	269	54	323
松川町	170	13	183
中央町	366	59	425
猪戸一丁目	252	78	330
猪戸二丁目	114	15	129
松原湯端町	131	23	154
渚町	144	23	167
銀座元町	228	44	272
和田一丁目	363	69	432
和田二丁目	197	28	225
静海町	232	55	287
芝町	176	36	212
大原一丁目	2	0	2
竹の内一丁目	74	34	108

町丁目・海水浴場	人数（人）		
	健常者	要支援者	計
竹の内二丁目	422	84	506
新井	15	2	17
新井一丁目	200	38	238
新井二丁目	230	50	280
岡広町	62	11	73
寿町	291	61	352
宝町	50	5	55
幸町	171	30	201
桜木町一丁目	214	19	233
桜木町二丁目	285	46	331
弥生町	96	20	116
広野一丁目	255	26	281
竹の台	3	1	4
音無町	165	33	198
湯田町	248	31	279
馬場町一丁目	124	17	141
馬場町二丁目	40	5	45
川奈	367	35	402
富戸	55	7	62
八幡野	48	6	54
赤沢	17	4	21
オレンジビーチ	418	0	418
宇佐美海水浴場	201	0	201
川奈海水浴場	71	0	71
川奈いるか浜公園	582	0	582
赤沢マリーンベスト	25	0	25
八幡野ダイビングサービス	55	0	55
富戸ダイビングサービス	202	0	202
川奈ダイビングサービス	57	0	57
伊東マリンロード	19	0	19
宇佐美マリンスポーツオフィス	17	0	17
合計	12,322	1,675	13,997

2 津波避難シミュレーション結果

(1) 現状

現状の津波避難シミュレーションの結果を表 9、表 10 に示す。

表 9 津波避難シミュレーション結果（町丁目別）（現状：避難開始時間 5 分、避難速度（健常者 1.00 m/s、要支援者 0.50 m/s））

町丁目・海水浴場	健常者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
宇佐美	2,339	285	630	3,254	147	8	207	362	2,486	293	837	3,616
湯川	57	0	34	91	9	0	7	16	66	0	41	107
湯川一丁目	71	153	18	242	0	16	30	46	71	169	48	288
湯川二丁目	0	245	99	344	0	10	73	83	0	255	172	427
湯川三丁目	65	36	94	195	1	0	32	33	66	36	126	228
湯川四丁目	133	3	0	136	6	1	16	23	139	4	16	159
松原	41	0	0	41	6	0	0	6	47	0	0	47
松原本町	2	148	146	296	0	4	40	44	2	152	186	340
東松原町	0	160	109	269	0	6	48	54	0	166	157	323
松川町	53	111	6	170	0	3	10	13	53	114	16	183
中央町	237	125	4	366	8	4	47	59	245	129	51	425
猪戸一丁目	236	16	0	252	26	24	28	78	262	40	28	330
猪戸二丁目	114	0	0	114	15	0	0	15	129	0	0	129
松原湯端町	131	0	0	131	20	3	0	23	151	3	0	154
渚町	4	112	28	144	0	2	21	23	4	114	49	167
銀座元町	1	171	56	228	0	7	37	44	1	178	93	272
玖須美元和田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和田一丁目	194	130	39	363	3	7	59	69	197	137	98	432
和田二丁目	197	0	0	197	13	5	10	28	210	5	10	225

町丁目・海水浴場	健常者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
物見が丘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静海町	96	84	52	232	1	9	45	55	97	93	97	287
芝町	176	0	0	176	28	3	5	36	204	3	5	212
大原一丁目	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2
大原二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原三丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹の内一丁目	64	10	0	74	2	4	28	34	66	14	28	108
竹の内二丁目	403	19	0	422	37	23	24	84	440	42	24	506
新井	8	0	7	15	1	0	1	2	9	0	8	17
新井一丁目	200	0	0	200	33	0	5	38	233	0	5	238
新井二丁目	201	0	29	230	27	0	23	50	228	0	52	280
岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡広町	62	0	0	62	11	0	0	11	73	0	0	73
寿町	291	0	0	291	27	11	23	61	318	11	23	352
宝町	44	6	0	50	0	0	5	5	44	6	5	55
幸町	171	0	0	171	30	0	0	30	201	0	0	201
桜木町一丁目	207	7	0	214	4	13	2	19	211	20	2	233
桜木町二丁目	285	0	0	285	41	5	0	46	326	5	0	331
弥生町	96	0	0	96	20	0	0	20	116	0	0	116

町丁目・海水浴場	健全者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
末広町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広野一丁目	255	0	0	255	26	0	0	26	281	0	0	281
広野二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広野三丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広野四丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹の台	3	0	0	3	1	0	0	1	4	0	0	4
音無町	165	0	0	165	28	4	1	33	193	4	1	198
湯田町	248	0	0	248	31	0	0	31	279	0	0	279
瓶山一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瓶山二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬場町一丁目	124	0	0	124	17	0	0	17	141	0	0	141
馬場町二丁目	40	0	0	40	5	0	0	5	45	0	0	45
鎌田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南町一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南町二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜ガ丘一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜ガ丘二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮川町一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮川町二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

町丁目・海水浴場	健全者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
川奈	112	0	255	367	6	0	29	35	118	0	284	402
吉田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富戸	45	0	10	55	4	0	3	7	49	0	13	62
八幡野	48	0	0	48	5	0	1	6	53	0	1	54
池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤沢	17	0	0	17	4	0	0	4	21	0	0	21
オレンジビーチ	10	239	169	418	0	0	0	0	10	239	169	418
宇佐美海水浴場	58	57	86	201	0	0	0	0	58	57	86	201
川奈海水浴場	0	0	71	71	0	0	0	0	0	0	71	71
川奈いるか浜公園	0	0	582	582	0	0	0	0	0	0	582	582
赤沢マリンベスト	25	0	0	25	0	0	0	0	25	0	0	25
八幡野ダイビングサービス	55	0	0	55	0	0	0	0	55	0	0	55
富戸ダイビングサービス	0	0	202	202	0	0	0	0	0	0	202	202
川奈ダイビングサービス	0	0	57	57	0	0	0	0	0	0	57	57
伊東マリンロード	0	0	19	19	0	0	0	0	0	0	19	19
宇佐美マリンスポーツオフィス	17	0	0	17	0	0	0	0	17	0	0	17
計	7,403	2,117	2,802	12,322	643	172	860	1,675	8,046	2,289	3,662	13,997

表 10 津波避難シミュレーション結果（避難先別）（現状）

避難先	収容 人数 (人)	要避難者数			
		健常者 (人)	要支援者 (人)	合計 (人)	充足率 (%)
浸水域外	—	7,403	643	8,046	—
中島荘	129	127	2	129	100.0
民宿大塚	116	114	2	116	100.0
中島マンション	114	101	5	106	93.0
伊東グリーンホテル	187	94	1	95	50.8
かめや楽寛	201	144	4	148	73.6
ホテル伊東パウエル	1,143	0	0	0	0.0
横浜市交通局厚生会施設 喜楽荘	102	96	5	101	99.0
はるひら丸	137	45	4	49	35.8
開福丸	120	93	0	93	77.5
三島信用金庫伊東営業所	24	22	0	22	91.7
游心楼山へい	403	73	6	79	19.6
丸六水産	103	73	4	77	74.8
伊東シーサイドセンチュリー21	341	23	1	24	7.0
ビジネスホテル伊東	106	90	1	91	85.8
パークロカンダ	910	220	9	229	25.2
和田湯会館	168	0	17	17	10.1
玖須美温泉会館	168	0	3	3	1.8
ホテルラヴィエ川良	480	41	0	41	8.5
ゆばた立体駐車場	2,324	0	4	4	0.2
ポレスター伊東駅前	120	0	6	6	5.0
ホテルラフォーレ伊東	432	0	13	13	3.0
石田ビル	136	129	6	135	99.3
FTK（福富興業）ビル	128	124	4	128	100.0
ホテル暖香園	1,008	30	5	35	3.5
阿部商店	103	25	9	34	33.0
ポレスター桜木町	374	7	10	17	4.5
星野リゾート 界伊東	248	0	0	0	0
うろこやビル	76	45	23	68	89.5
東急ハーヴェストクラブ伊東	1,054	0	7	7	0.7
伊東ホテルニュー岡部	368	0	7	7	1.9
伊東商工会議所	180	161	8	169	93.9

避難先	収容 人数 (人)	要避難者数			
		健常者 (人)	要支援者 (人)	合計 (人)	充足率 (%)
伊東ふれあいセンター	260	240	6	246	94.6
避難協力ビル避難者合計	11,933	2,117	172	2,289	19.2
避難不可	—	2,802	860	3,662	—
合計	—	12,322	1,675	13,997	—

(2) 対策後

1) 計算条件

本業務では現状の結果に対して津波避難対策後として、防災訓練、防災教育等の効果及び避難路の整備、避難看板等の設置により避難開始時間及び移動速度が速くなったという仮定のもと、以下の条件で津波避難シミュレーションを行った。

なお、避難開始時間については、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(消防庁国民保護・防災部防災課、平成 25 年 3 月)を参考とした。

避難開始時間 : 2 分

避難速度 : 健常者 1.20m/s、避難行動要支援者 0.60m/s

津波避難対策後の津波避難シミュレーションの結果を表 11、表 12 に示す。

表 11 津波避難シミュレーション結果（町丁目別）（対策後：避難開始時間 2 分、避難速度（健常者 1.20 m/s、要支援者 0.60 m/s））

町丁目・海水浴場	健常者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
宇佐美	3,215	38	1	3,254	257	39	66	362	3,472	77	67	3,616
湯川	72	0	19	91	10	0	6	16	82	0	25	107
湯川一丁目	242	0	0	242	13	30	3	46	255	30	3	288
湯川二丁目	249	95	0	344	0	80	3	83	249	175	3	427
湯川三丁目	195	0	0	195	18	14	1	33	213	14	1	228
湯川四丁目	136	0	0	136	23	0	0	23	159	0	0	159
松原	41	0	0	41	6	0	0	6	47	0	0	47
松原本町	107	189	0	296	0	29	15	44	107	218	15	340
東松原町	37	232	0	269	0	37	17	54	37	269	17	323
松川町	169	1	0	170	1	12	0	13	170	13	0	183
中央町	366	0	0	366	20	39	0	59	386	39	0	425
猪戸一丁目	252	0	0	252	70	8	0	78	322	8	0	330
猪戸二丁目	114	0	0	114	15	0	0	15	129	0	0	129
松原湯端町	131	0	0	131	23	0	0	23	154	0	0	154
渚町	133	11	0	144	0	21	2	23	133	32	2	167
銀座元町	219	9	0	228	0	44	0	44	219	53	0	272
玖須美元和田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和田一丁目	363	0	0	363	36	33	0	69	399	33	0	432
和田二丁目	197	0	0	197	28	0	0	28	225	0	0	225

町丁目・海水浴場	健全者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
物見が丘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静海町	232	0	0	232	27	28	0	55	259	28	0	287
芝町	176	0	0	176	36	0	0	36	212	0	0	212
大原一丁目	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	2
大原二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原三丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹の内一丁目	74	0	0	74	29	5	0	34	103	5	0	108
竹の内二丁目	422	0	0	422	81	3	0	84	503	3	0	506
新井	15	0	0	15	2	0	0	2	17	0	0	17
新井一丁目	200	0	0	200	38	0	0	38	238	0	0	238
新井二丁目	230	0	0	230	50	0	0	50	280	0	0	280
岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡広町	62	0	0	62	11	0	0	11	73	0	0	73
寿町	291	0	0	291	59	1	1	61	350	1	1	352
宝町	50	0	0	50	4	1	0	5	54	1	0	55
幸町	171	0	0	171	30	0	0	30	201	0	0	201
桜木町一丁目	214	0	0	214	18	1	0	19	232	1	0	233
桜木町二丁目	285	0	0	285	46	0	0	46	331	0	0	331
弥生町	96	0	0	96	20	0	0	20	116	0	0	116

町丁目・海水浴場	健全者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
末広町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広野一丁目	255	0	0	255	26	0	0	26	281	0	0	281
広野二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広野三丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広野四丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹の台	3	0	0	3	1	0	0	1	4	0	0	4
音無町	165	0	0	165	33	0	0	33	198	0	0	198
湯田町	248	0	0	248	31	0	0	31	279	0	0	279
瓶山一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瓶山二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬場町一丁目	124	0	0	124	17	0	0	17	141	0	0	141
馬場町二丁目	40	0	0	40	5	0	0	5	45	0	0	45
鎌田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南町一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南町二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜ガ丘一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜ガ丘二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮川町一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮川町二丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

町丁目・海水浴場	健全者（人）				要支援者（人）				計（人）			
	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計	域外 避難	避難協 カビル	避難 不可	小計
川奈	367	0	0	367	35	0	0	35	402	0	0	402
吉田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富戸	55	0	0	55	7	0	0	7	62	0	0	62
八幡野	48	0	0	48	6	0	0	6	54	0	0	54
池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤沢	17	0	0	17	4	0	0	4	21	0	0	21
オレンジビーチ	159	259	0	418	0	0	0	0	159	259	0	418
宇佐美海水浴場	163	38	0	201	0	0	0	0	163	38	0	201
川奈海水浴場	71	0	0	71	0	0	0	0	71	0	0	71
川奈いるか浜公園	582	0	0	582	0	0	0	0	582	0	0	582
赤沢マリンベスト	25	0	0	25	0	0	0	0	25	0	0	25
八幡野ダイビングサービス	55	0	0	55	0	0	0	0	55	0	0	55
富戸ダイビングサービス	183	0	19	202	0	0	0	0	183	0	19	202
川奈ダイビングサービス	57	0	0	57	0	0	0	0	57	0	0	57
伊東マリンロード	19	0	0	19	0	0	0	0	19	0	0	19
宇佐美マリンスポーツオフィス	17	0	0	17	0	0	0	0	17	0	0	17
計	11,411	872	39	12,322	1,136	425	114	1,675	12,547	1,297	153	13,997

表 12 津波避難シミュレーション結果（避難先別）（対策後）

避難先	収容人数 (人)	要避難者数 (人)			充足率 (%)
		健常者	要支援者	計	
浸水域外	—	11,411	1,136	12,547	—
中島荘	129	20	19	39	30.2
民宿 大塚	116	57	6	63	54.3
中島マンション	114	0	13	13	11.4
伊東グリーンホテル	187	112	22	134	71.7
かめや楽寛	201	31	33	64	31.8
ホテル伊東パウエル	1,143	0	0	0	0.0
横浜市交通局厚生会施設 喜楽荘	102	72	27	99	97.1
はるひら丸	137	42	27	69	50.4
開福丸	120	119	1	120	100.0
三島信用金庫伊東営業所	24	17	6	23	95.8
游心楼山へい	403	4	23	27	6.7
丸六水産	103	0	19	19	18.4
伊東シーサイドセンチュリー21	341	0	4	4	1.2
ビジネスホテル伊東	106	102	1	103	97.2
パークロカンダ	910	46	47	93	10.2
和田湯会館	168	0	0	0	0
玖須美温泉会館	168	0	0	0	0
ホテルラヴィエ川良	480	112	15	127	26.5
ゆばた立体駐車場	2,324	0	0	0	0
ポレスター伊東駅前	120	0	0	0	0
ホテルラフォーレ伊東	432	0	0	0	0
石田ビル	136	125	11	136	100.0
FTK (福富興業)ビル	128	11	27	38	29.7
ホテル暖香園	1,008	0	8	8	0.8
阿部商店	103	0	6	6	5.8
ポレスター桜木町	374	0	1	1	0.3
星野リゾート 界伊東	248	0	0	0	0
うろこやビル	76	0	14	14	18.4
東急ハーヴェストクラブ伊東	1,054	0	0	0	0
伊東ホテルニュー岡部	368	0	0	0	0
伊東商工会議所	180	0	37	37	20.6

避難先	収容人数 (人)	要避難者数 (人)			充足率 (%)
		健常者	要支援者	計	
伊東ふれあいセンター	260	3	56	59	22.7
避難協力ビル避難者合計	11,933	872	425	1,297	10.9
避難不可	—	39	114	153	—
計	—	12,322	1,675	13,997	—

3 津波避難マップ

津波避難シミュレーション（対策後）の結果（避難路、避難方向等）を基に、津波避難対象地域のうち、特に市民等の避難が必要とされる地区に対して津波避難マップを作成した。

津波避難マップ作成の対象地区を図 3 及び表 13 に示す。

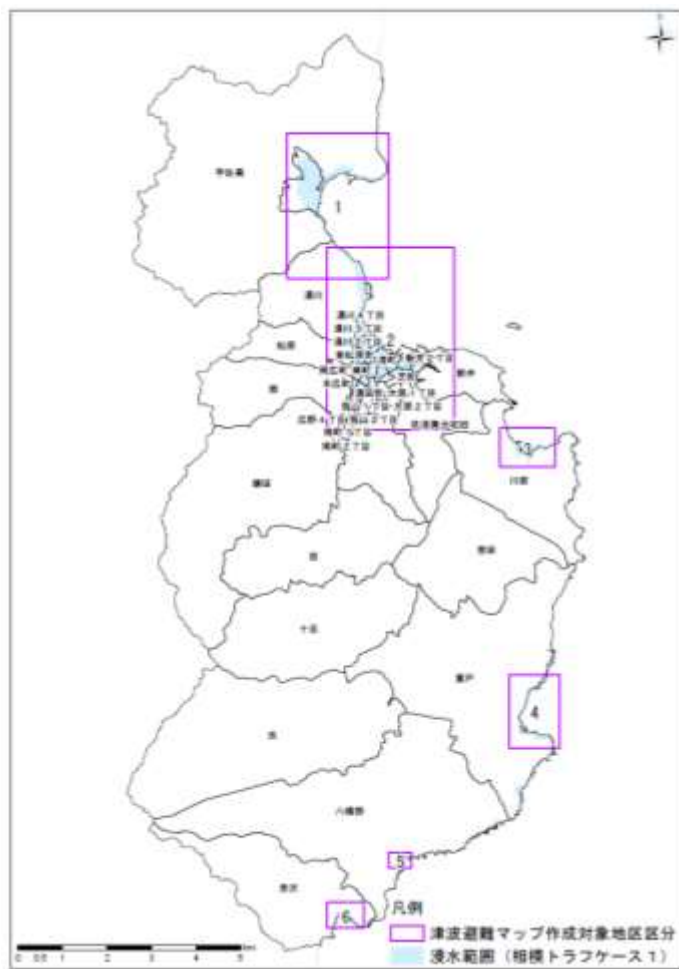


図 3 津波避難マップ作成対象図

表 13 津波避難マップ作成対象地区

NO	地区名
1	宇佐美
2	市街地
3	川奈
4	富戸
5	八幡野
6	赤沢

作成した津波避難マップを図 4 から図 9 に示す。

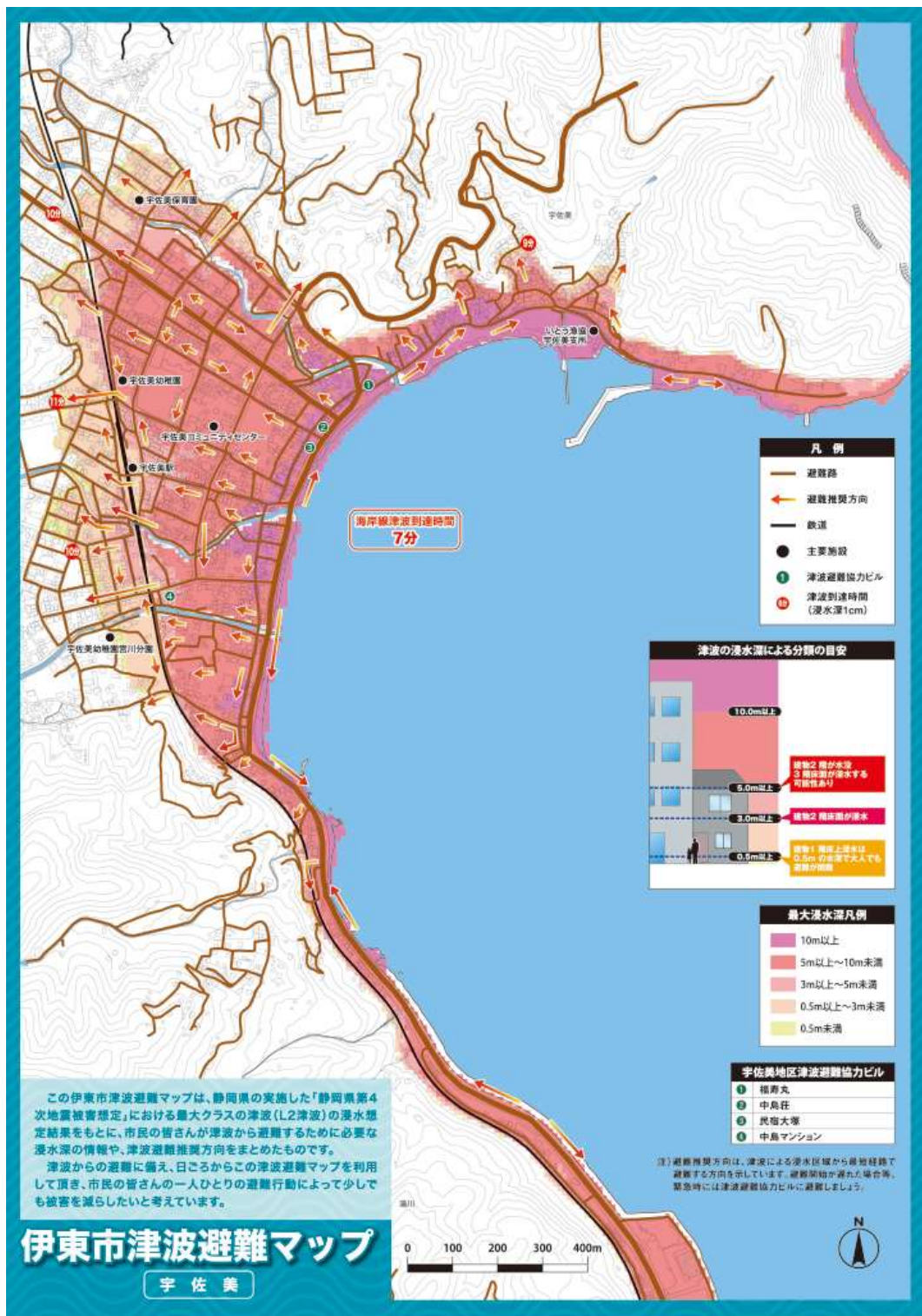


図 4 津波避難マップ 宇佐美

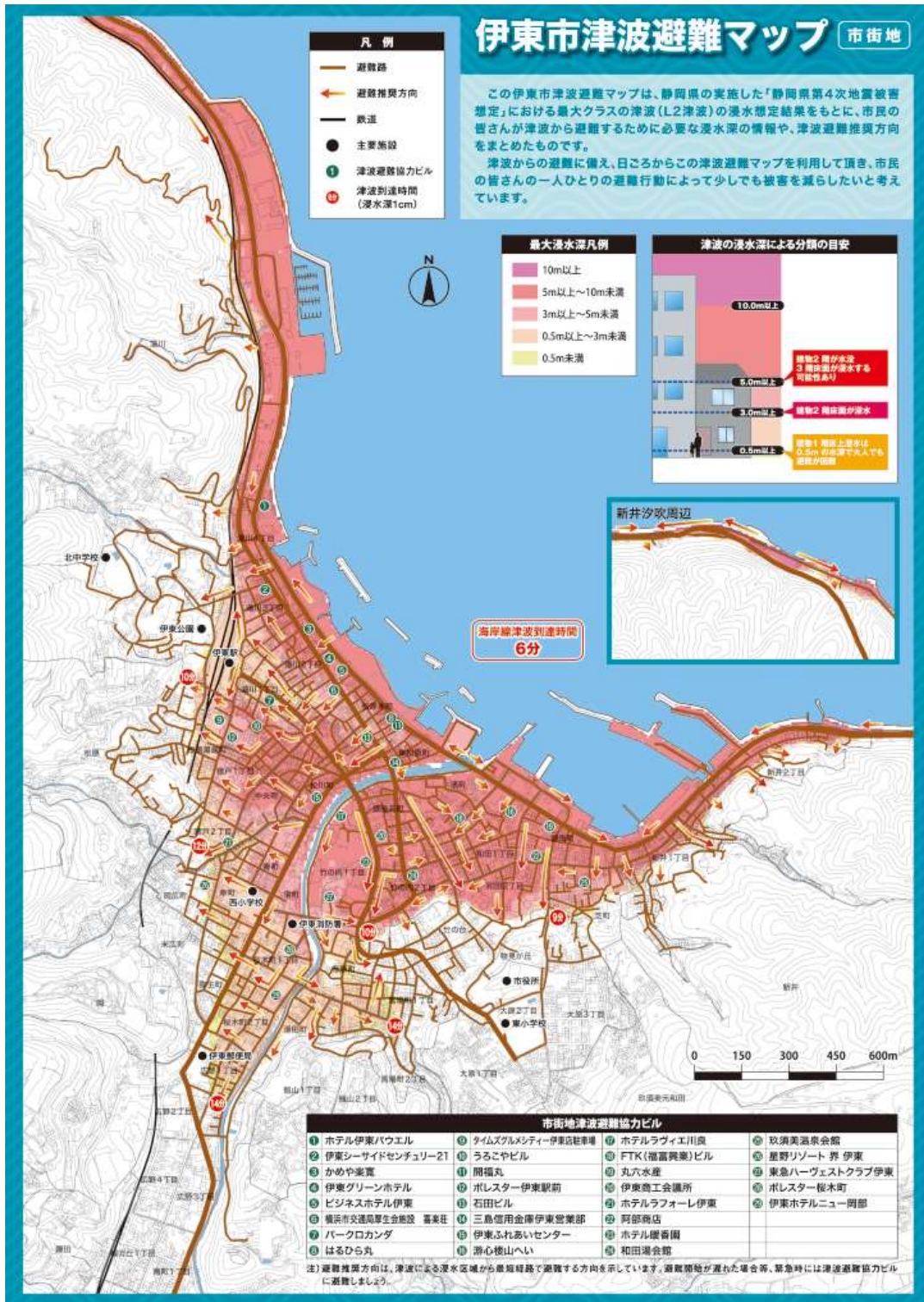


図 5 津波避難マップ 市街地



図 6 津波避難マップ 川奈

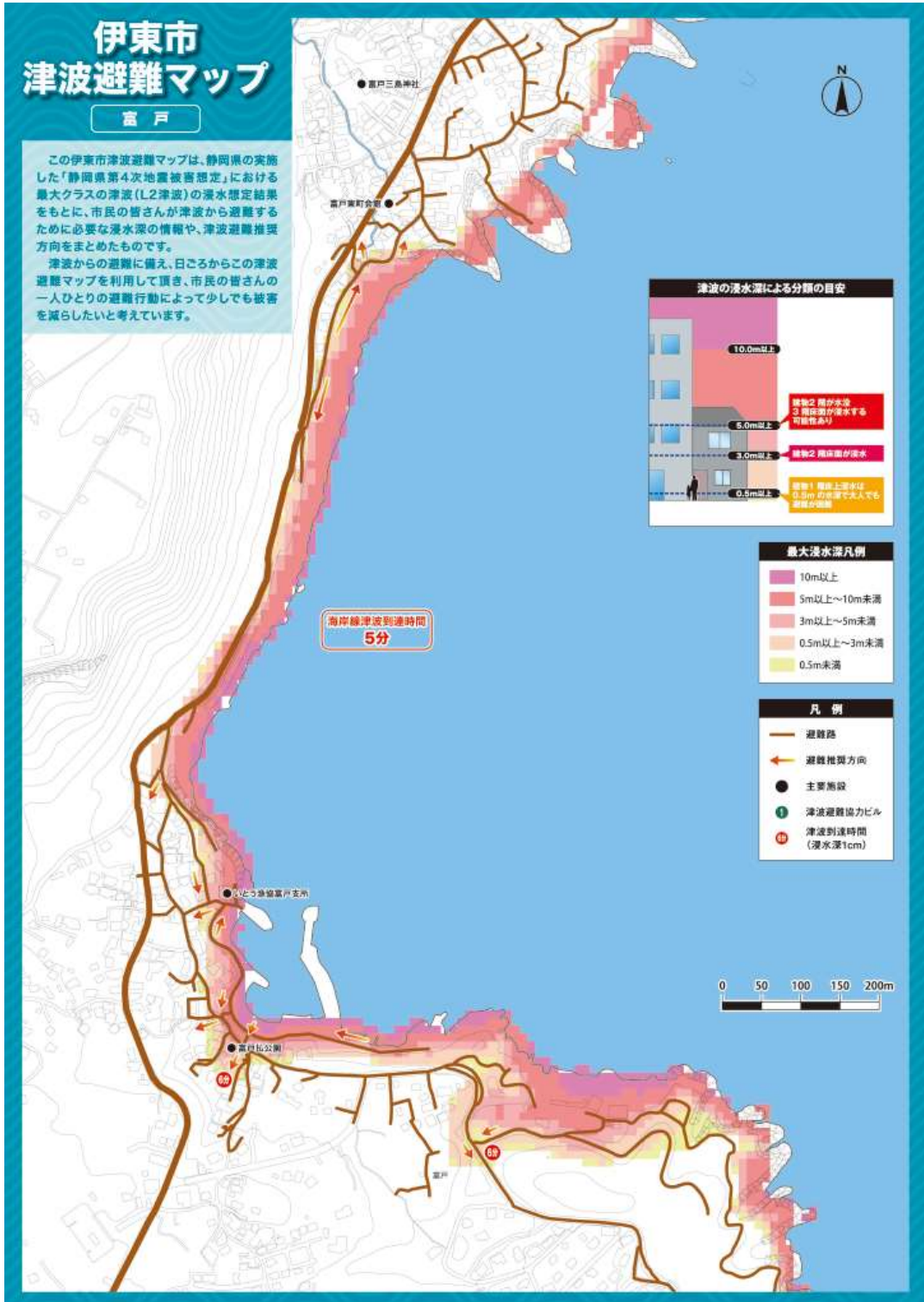


図 7 津波避難マップ 富戸

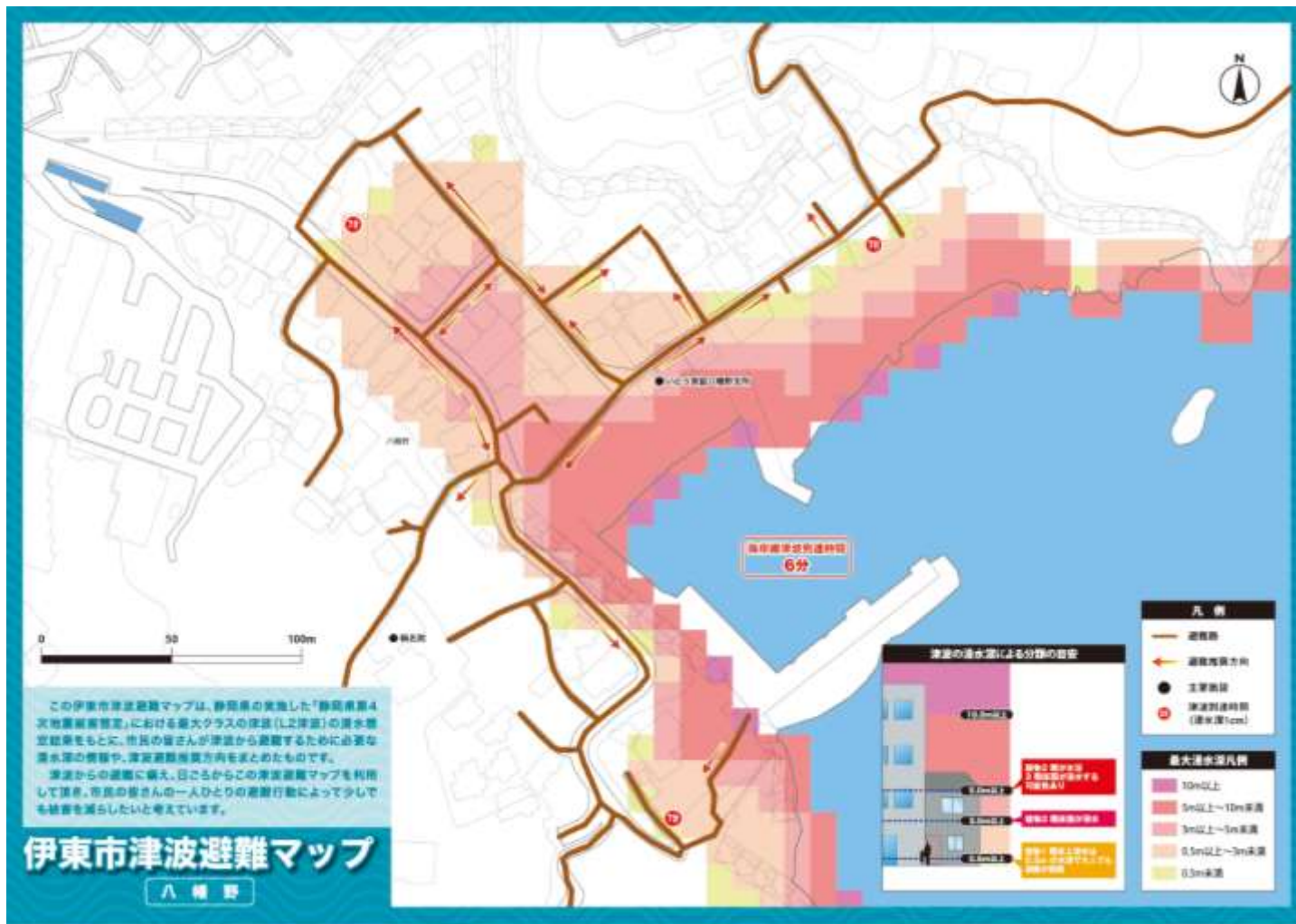


図 8 津波避難マップ 八幡野



図9 津波避難マップ 赤沢

4 津波避難困難地域

本市では、津波避難シミュレーションの結果、被災した要避難者の初期位置を津波避難困難地域とする。本市における津波避難困難地域は、津波避難シミュレーション（現状）の場合、図 10 から図 15、津波避難シミュレーション（対策後）の場合、図 16 から図 21 のとおりとなる。

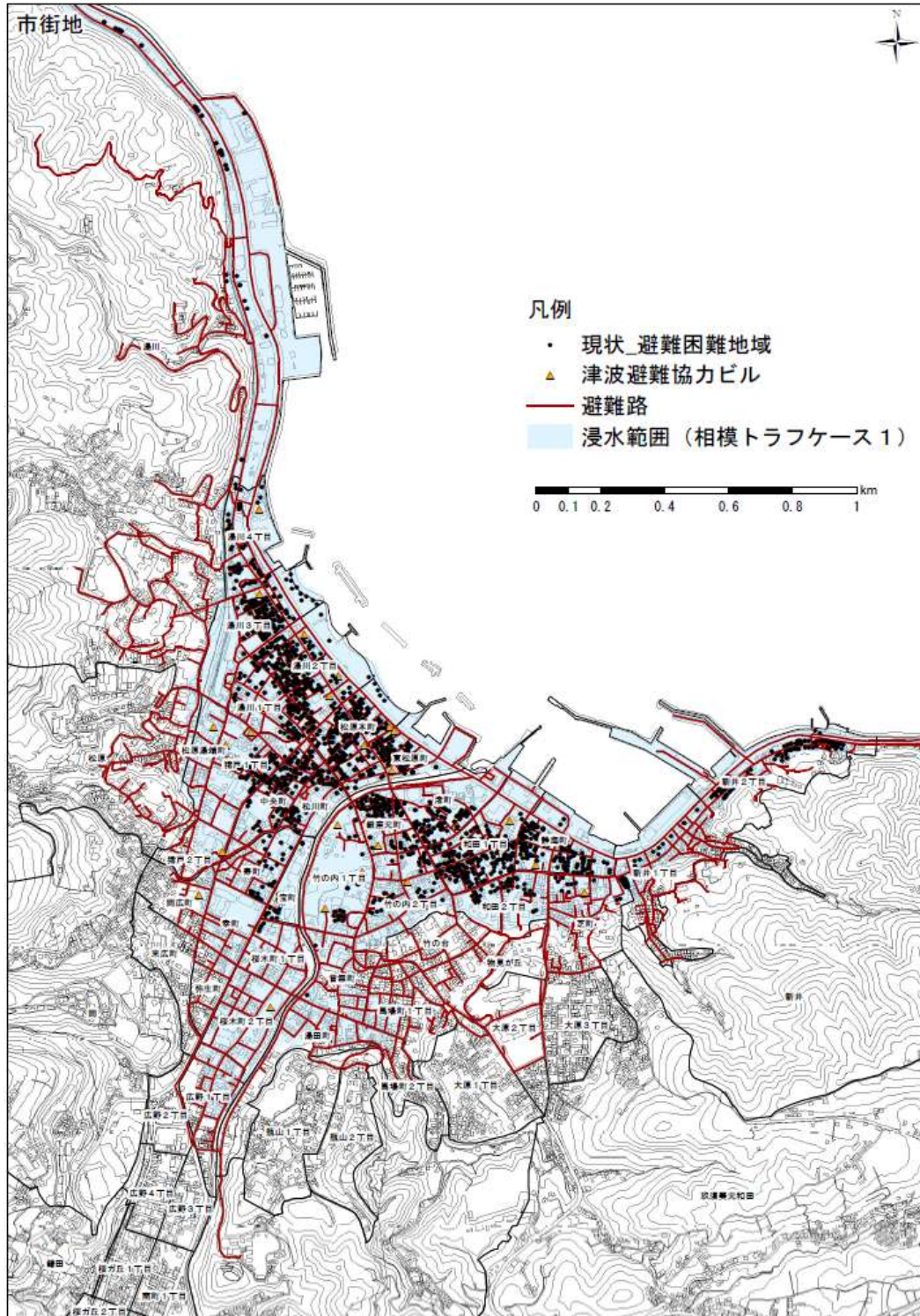


図 11 津波避難シミュレーション結果 市街地 (現状)

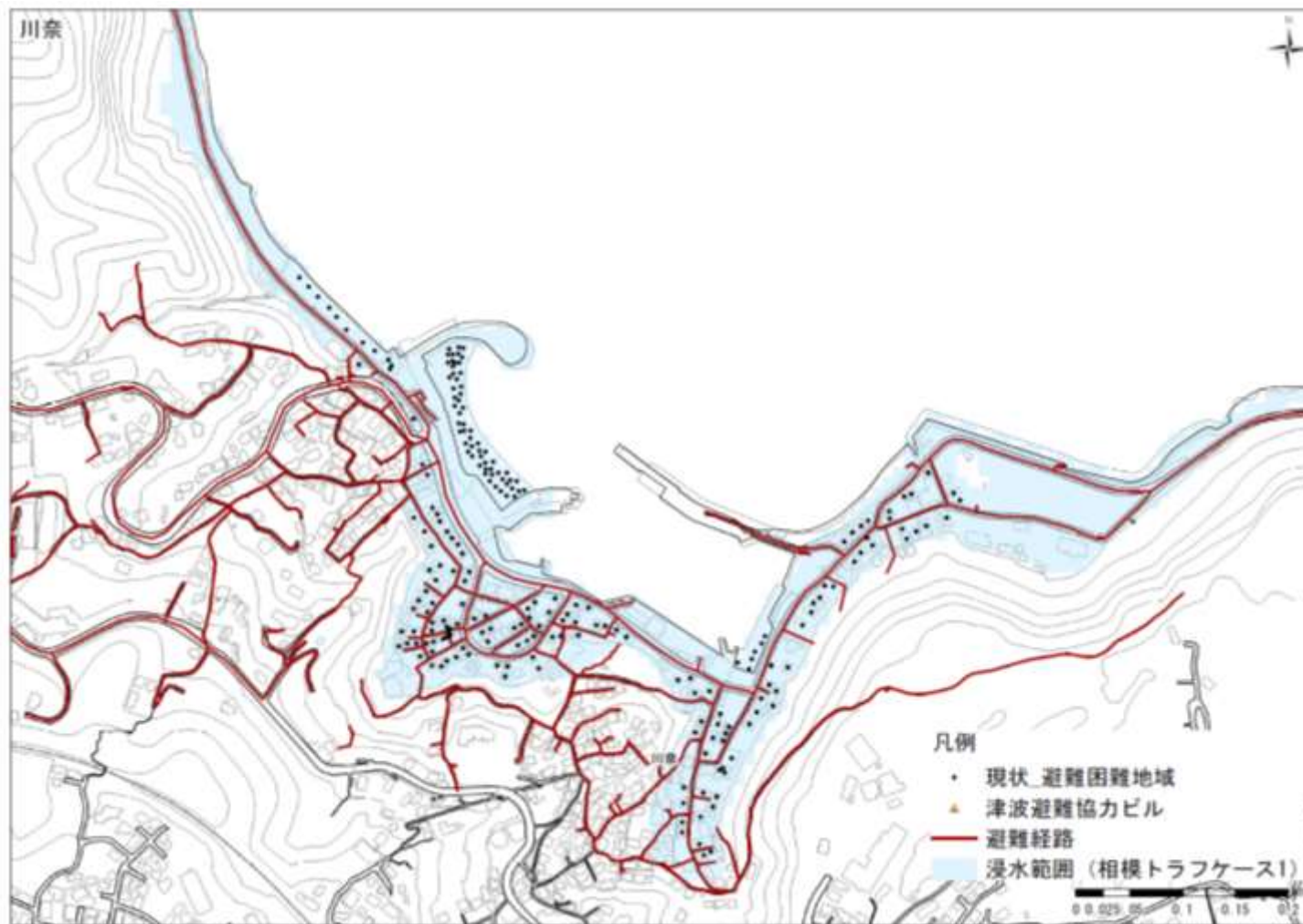


図 12 津波避難シミュレーション結果 川奈 (現状)

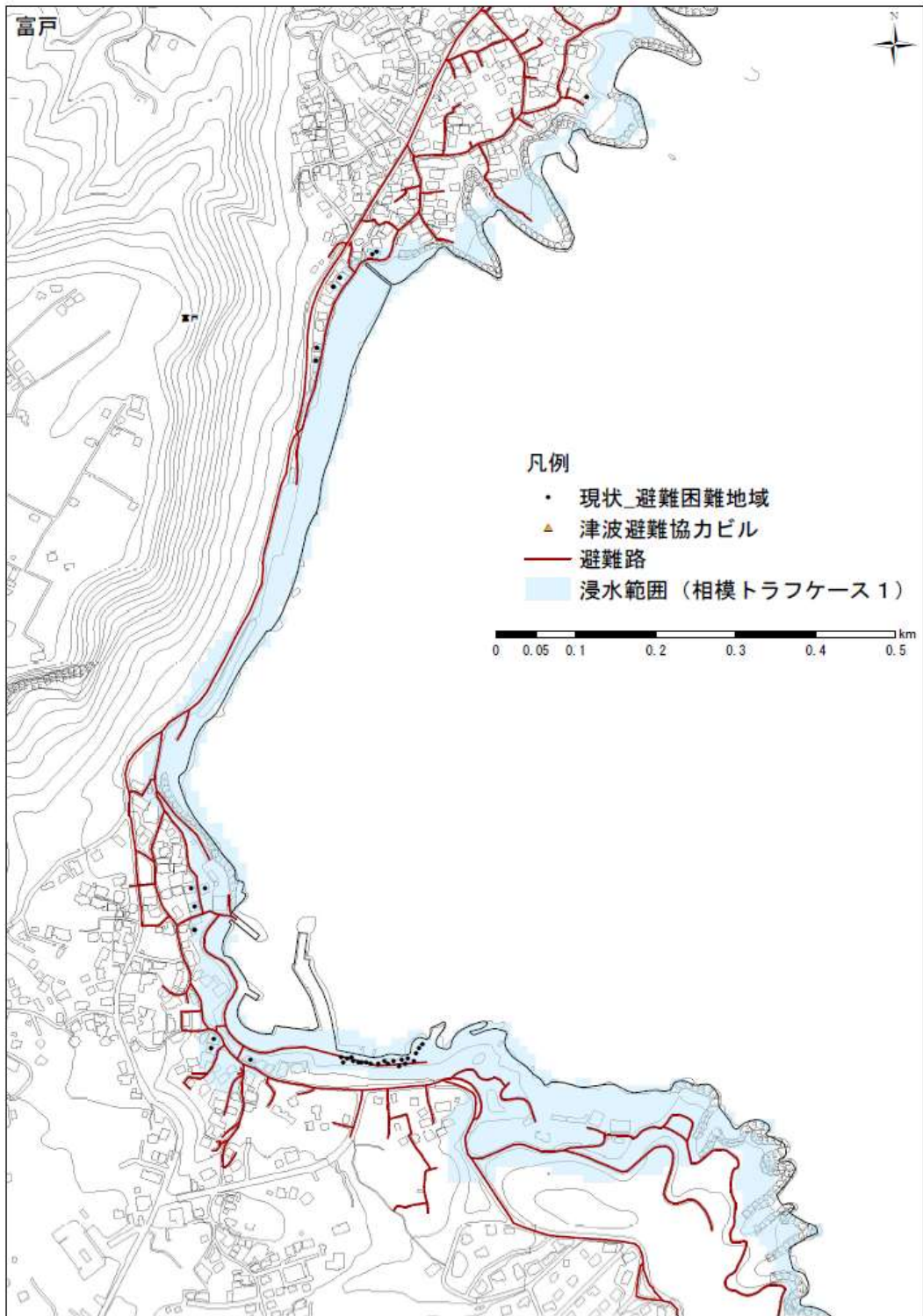


図 13 津波避難シミュレーション結果 富戸（現状）

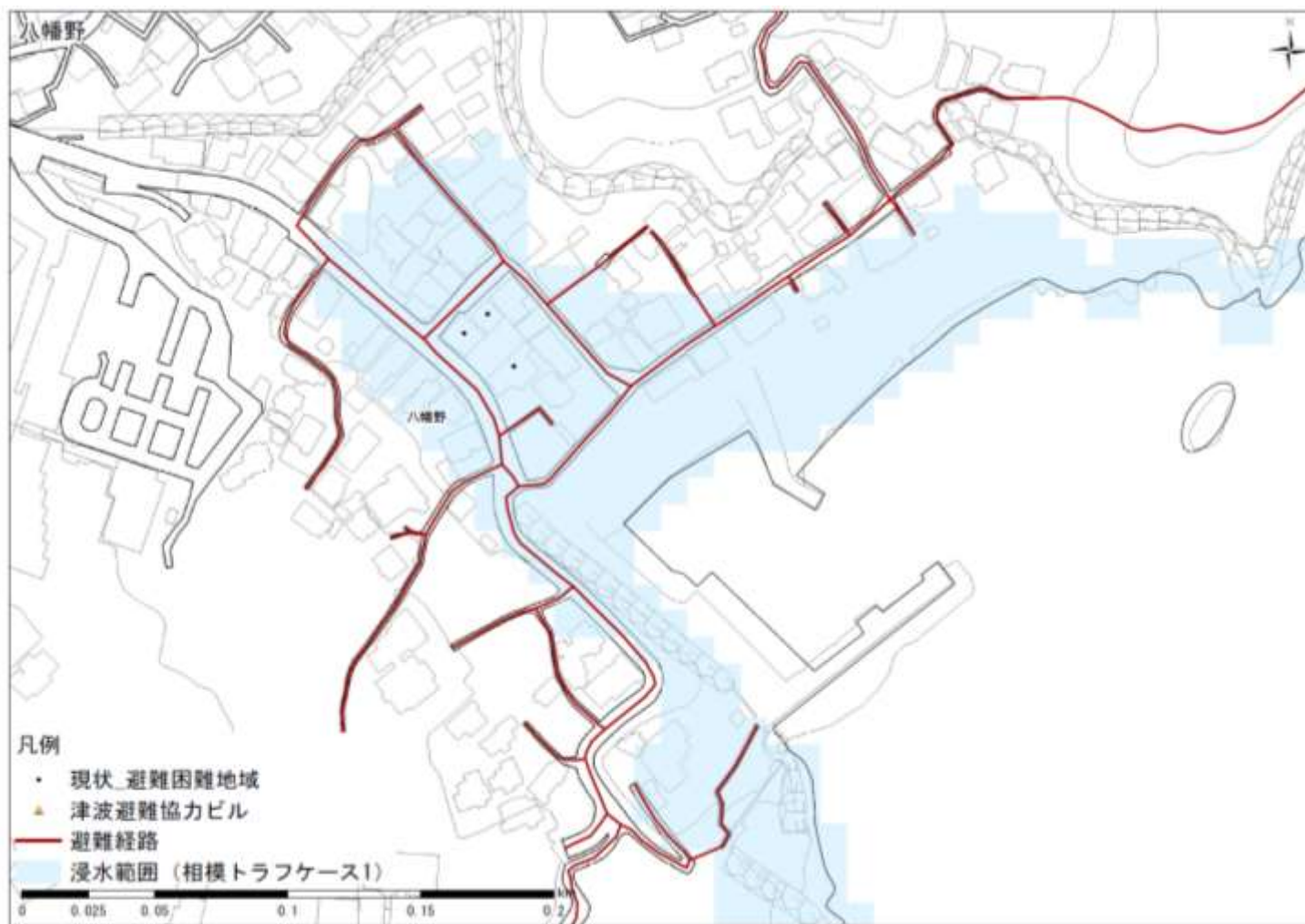


図 14 津波避難シミュレーション結果 八幡野 (現状)



図 15 津波避難シミュレーション結果 赤沢 (現状)

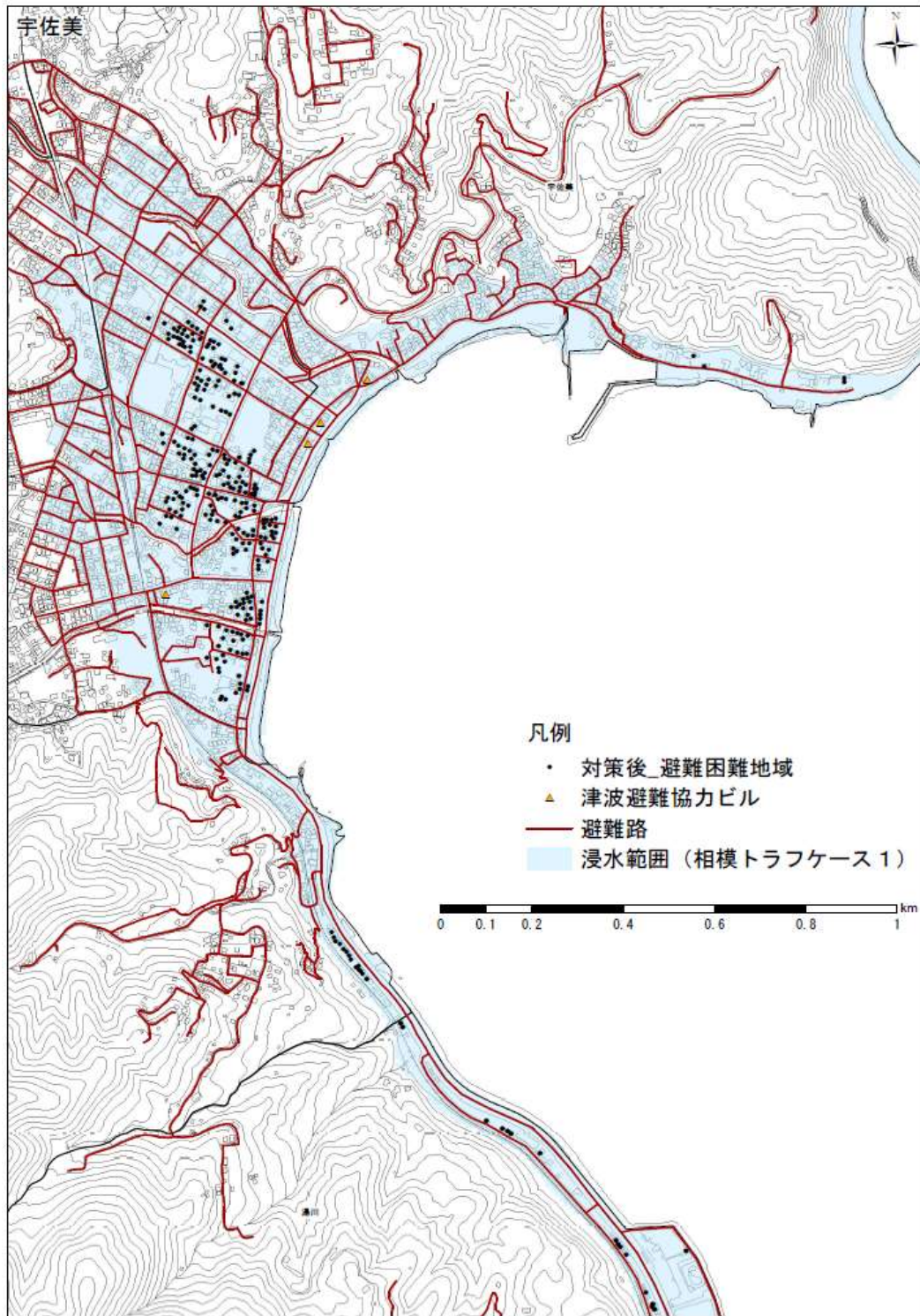


図 16 津波避難シミュレーション結果 宇佐美（対策後）

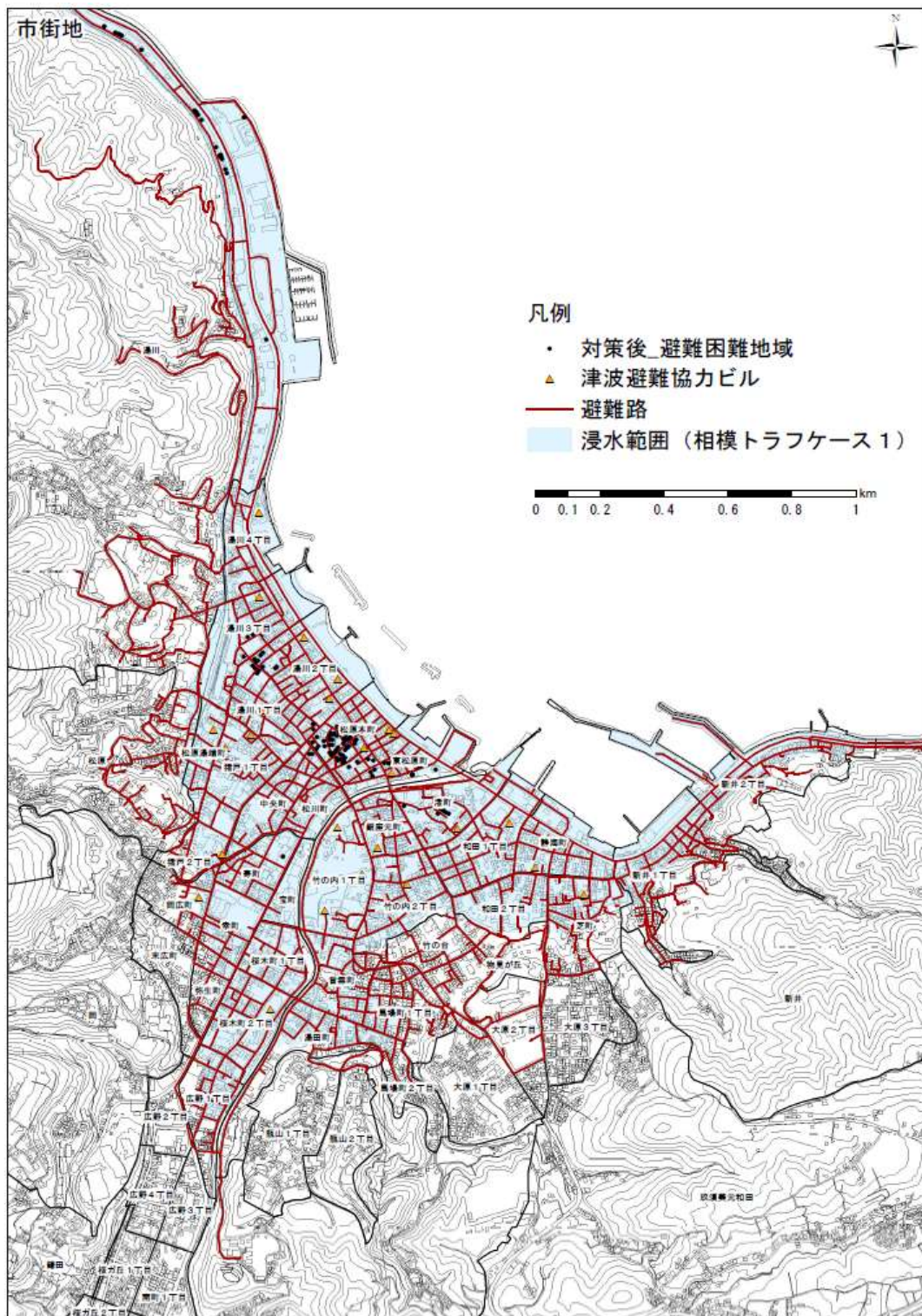


図 17 津波避難シミュレーション結果 市街地 (対策後)



図 18 津波避難シミュレーション結果 川奈（対策後）

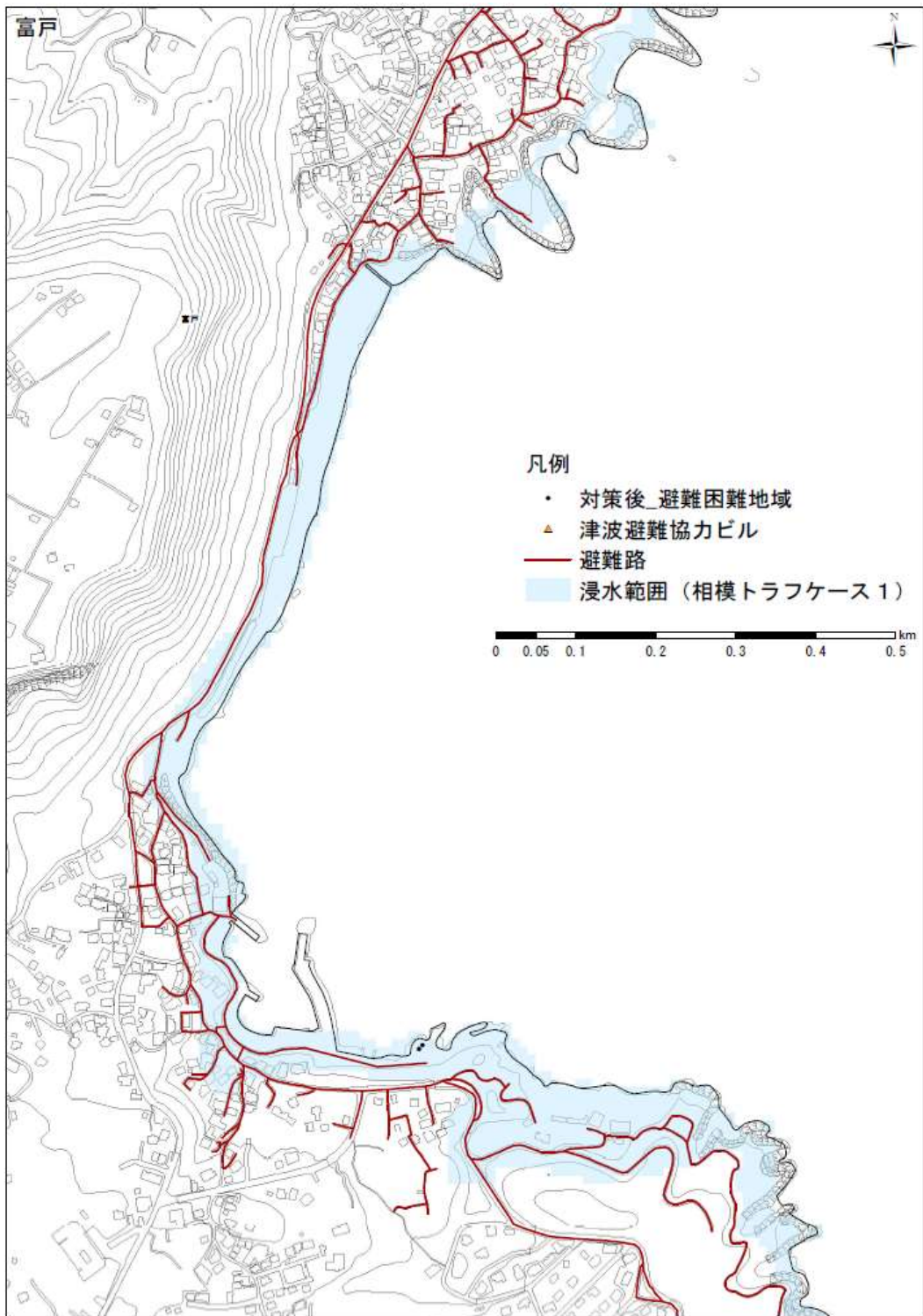


図 19 津波避難シミュレーション結果 富戸（対策後）



図 20 津波避難シミュレーション結果 八幡野 (対策後)



図 21 津波避難シミュレーション結果 赤沢 (対策後)

第4章 初動体制

1 災害配備基準

市において大地震を伴う津波災害及び大地震ではないが津波災害がある場合（遠地津波等）の配備基準及び配備体制等については表 14 のとおりである。

表 14 津波災害の配備基準及び配備体制

配備基準		配備体制	配備内容	参集人数（人）
緊急地震速報発表時		初動要員配備体制	情報収集を主とし、必要に応じ職員を動員できる体制	3
震度4		事前配備体制	情報収集及び被害の有無を確認できる体制	11
震度5弱以上		第1次配備体制	必要な警戒活動に当たり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	93
状況により指令	災害対策本部設置	第2次配備体制	災害対策が遅延なく遂行でき、事態の推移によっては、直ちに職員を動員できる体制	257 (66)
	被害大	第3次配備体制	全職員により災害対応する体制	全職員
津波注意報		津波注意報配備体制	情報収集及び海面監視を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	8
津波警報（大津波含む）		津波警報配備体制	必要な警戒活動に当たり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制	257 (66)

(注) 1 配備基準による震度は、伊東市（大原）の最大震度とする。

2 () 内は支部の人数

2 職員の連絡・参集体制

(1) 勤務時間外

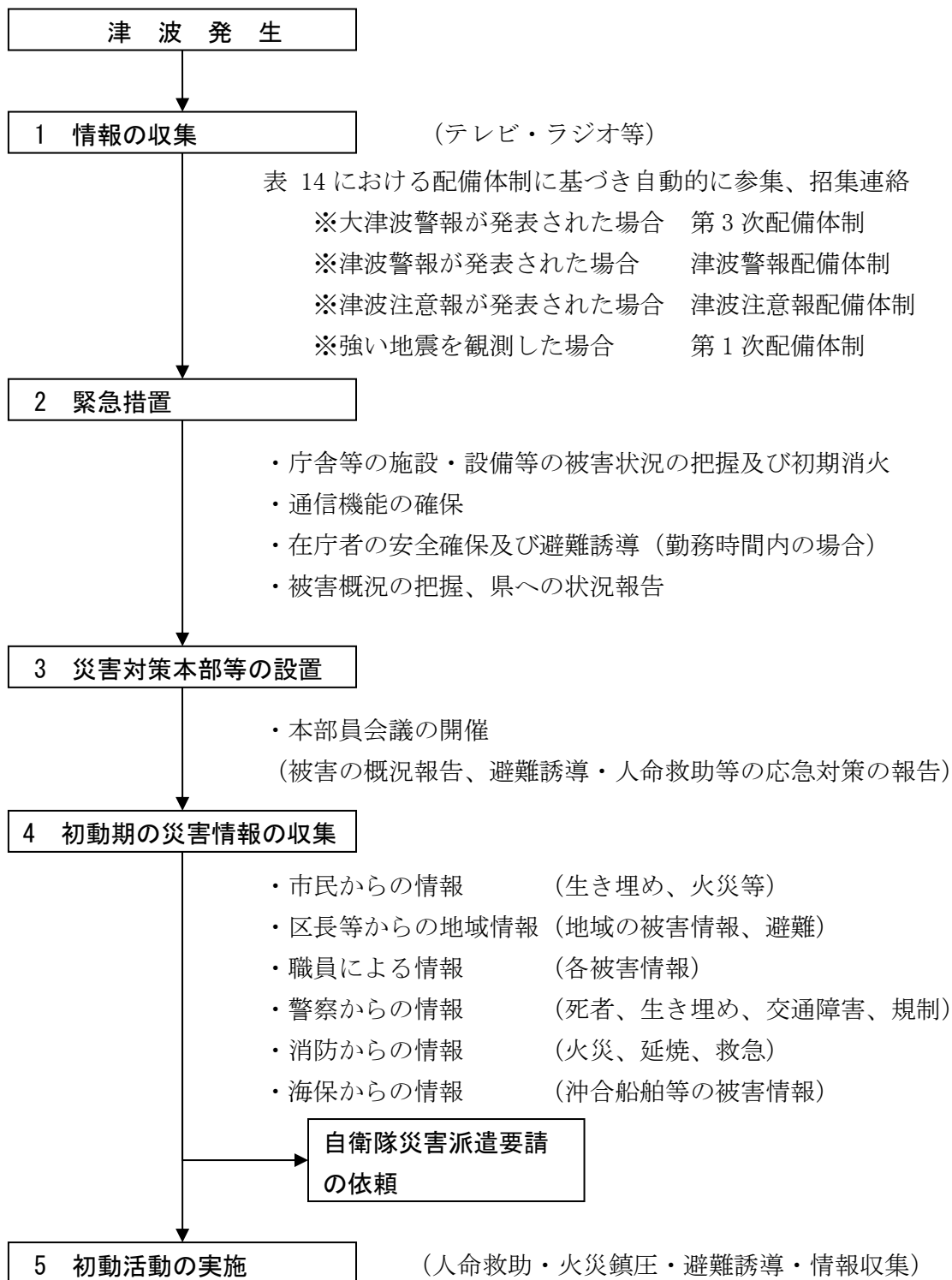
表 14 における配備基準に基づき所定の職員は参集する。

なお、参集の連絡は、職員非常招集連絡網及び市職員用メールにより実施する。

(2) 勤務時間

表 14 における配備基準に基づき所定の職員は通常業務から災害対応業務へと移行する。

出張等により、平時における執務室等にいない職員への連絡は、勤務時間外における連絡方法と同様とする。



3 津波に関する情報等の種類

(1) 津波警報・注意報

気象業務法に基づき、気象庁は津波予報区単位で、予想される津波の規模、範囲について津波警報・注意報を発表する。

津波警報・注意報の種類は次のとおりである。

表 15 津波警報・注意報の種類

種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3mを超える場合、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超、10m、5m
	津波	高いところで1mを超え、3m以下の場合、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m
津波注意報	津波注意	高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合、海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m

- (注) 1 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなると認める場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 4 平成25年8月30日から、大津波警報を「特別警報」に位置付けて運用している。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。津波情報の種類と発表内容は、次のとおりである。

表 16 津波情報の種類と内容

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 [※] この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（ [※] 1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（ [※] 2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報 を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

表 17 津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられており、津波警報等の発表担当官署は気象庁本庁のみである。なお、本県においては「静岡県沿岸」という予報区として津波警報等が発表される。

※ 他地域の予報区例 「千葉県内房」、「相模湾・三浦半島」等

4 地震・津波情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集手段

主な情報収集先は静岡地方気象台及び県であり、収集手段については、ふじのくに防災情報共有システム、静岡県防災通信ネットワークシステム（静岡県防災行政無線、FAX、ホットライン）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及びNTT 電話等により収集する。

なお、地震発生後の時間経過に伴い、気象庁等が発表する情報は次表のとおりである。

表 18 気象庁等が発表する情報と時間経過

時間経過	気象庁からの情報	全国瞬時警報システム (J-ALERT)
地震発生後 約 3 分	津波警報等 「大津波警報・津波警報・津波注意報」	自動起動
	津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」	なし
	津波情報 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」	なし
地震発生後 約 5 分	津波情報 「津波観測に関する情報」	なし

(2) 情報収集体制

本市における地震・津波情報等の収集体制は次のとおりとする。

- 1) 地震、津波が発生した場合には、所定の配備体制に基づき、各課所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員して情報収集に当たる。
- 2) 津波浸水想定区域に関しては、市役所屋上設置の災害監視カメラ及び県の消防防災ヘリコプター等を利用した空からの情報収集に努める。
- 3) 情報収集の取りまとめは、危機管理部危機対策課（災害対策本部設置後は本部班）が行う。
- 4) 情報の収集・分析等は、危機管理部危機対策課（災害対策本部設置後は本部班）の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- 5) 情報の伝達は、危機管理部危機対策課（災害対策本部設置後は本部班及び本部連絡員）が行う。

(3) 海面監視体制

津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、情報収集及び災害監視カメラを利用した海面監視を実施する。

(4) 地震・津波情報、津波予報の伝達

市は、気象庁により地震・津波情報、津波予報等が発表されたときは速やかに受領し、可能な限りの手段により市民等に伝達する。

(5) 津波情報等の周知

市民や海岸付近滞在者へ伝える情報内容は、次のとおりとする（緊急を要する場合は、直ちに高台等へ避難することを最優先で伝達する）。

- 1) 津波注意報、警報の発表状況
- 2) 津波の到達予想時刻
- 3) 予想される津波の高さ
- 4) 直ちに高台等へ避難すること
- 5) 現状で把握している危険情報（津波の到達地点やその高さなど）
- 6) 避難指示の発令等

5 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

避難誘導に従事する者（市職員、消防団員、警察官、民生委員・児童委員等）の安全確保については、以下の点に留意し、従事する者の安全確保を最優先とする。

- ① 自らのいのちを守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行うことが前提である。
- ② 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めるとともに、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める。
- ③ 避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイム（先行する時間）が限られている津波災害時においては大きな問題であり、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する。

【参考】退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

■退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

■津波災害時の消防団活動の明確化

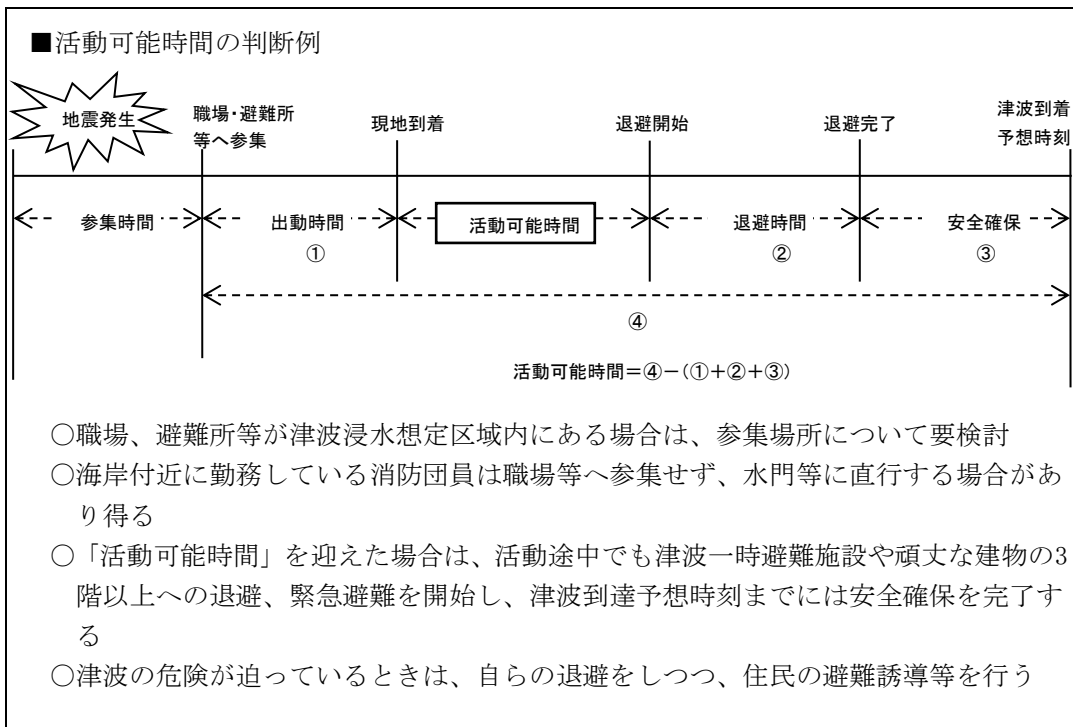
- 関係機関や地域の協力を得て消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に
- 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
- 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進

■津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成

- 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
- 指揮命令系統（団指揮本部→分団長→団員）の確立指揮者の下、複数人で活動
- 水門閉鎖活動時などのライフジャケットの着用
- 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先
- 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動時間を設定。経過した場合は直ちに退避（次頁「活動可能時間の判断例」参照）
- 隊長等は、活動可能時間の経過前でも危険を察知した場合は、直ちに退避命令

■情報伝達手段の整備

- 退避命令を消防団員に伝達する手段については、市で既に整備済みの移動無線のほか、車両のサイレン等も含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、各団員に情報伝達手段について周知を図る



資料：消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」
中間報告書（平成 24 年 3 月）

6 避難指示の発令と伝達

(1) 避難指示の発令

1) 避難指示を発令する避難対象地域

気象庁が津波注意報を発表したときは、安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は海岸付近にいる市民等に対して避難指示を発令するなどの必要な措置をとる。

また、気象庁が津波警報等を発表したときは、発表と同時に避難対象地域の居住者等に対して避難指示を発令する。

津波警報等に応じた避難指示を発令する避難対象地域は、次のとおりとする。

表 19 避難指示を発令する避難対象地域

津波情報の種類	対象地域
津波注意報	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする
津波警報	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする
大津波警報	津波浸水想定区域内の全ての地域を対象とする

2) 発令基準

どのような津波でも、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、原則、「避難指示」のみを発令し、市民等の安全確保を図る。

避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

表 20 避難指示の発令基準

1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難の対象地域が異なる） 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合において市長が発令の必要があると判断した場合
--

(2) 避難指示の伝達・周知

1) 伝達方法

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、迅速かつ確実にその旨を沿岸住民、海水浴客等の海岸付近にいる人々、その他市民等に対して伝達する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに伝達する。伝達方法は、次のとおりとする。

- ① 伊東市防災行政無線、サイレン、伊東市メールマガジン・緊急速報メール（エリアメール）にて、迅速に対象地域へ避難指示を発令する。
- ② 消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて伝達する。なお、自治会長・町内会長については、電話、携帯電話へメール送信等により連絡する。
- ③ 報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報・伝達する。

2) 避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施する。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難指示の発令理由
- ③ その他必要な事項

3) 避難指示の解除

避難指示の解除の基準は、次の状況が認められる場合とする。

- ① 気象庁から津波警報等解除を発表した場合
- ② 報道機関の放送等で津波警報等の解除を認知した場合

4) 広報文例

津波警報（大津波）・注意報が発表された場合、伊東市防災行政無線（同報系）により自動放送を実施するが、引き続き津波情報の広報活動を実施する（自動起動がされない場合は広報文例のとおり実施する）。

表 21 津波災害における広報文例

情報の種類	広 報 文 例
大津波警報 ※必ず実施	★サイレン 3秒 — 2秒休 — 3秒 — 2秒休 — 3秒 「広報いとう 広報いとう 大津波警報発表中 巨大な（〇mの）津波が押し寄せる恐れがありますので、 海岸付近の方は、ただちに避難してください。」
津波警報 ※必ず実施	★サイレン 5秒 — 6秒休 — 5秒 — 6秒休 — 5秒 「こちらは、広報いとう ただいま、津波警報が発表されています。 高い（3mの）津波が押し寄せる恐れがありますので、 海岸付近の方は、高いところに避難してください。」
津波注意報 ※状況により実施	★サイレン 10秒 — 2秒休 — 10秒 — 2秒休 — 10秒 「こちらは、広報いとうです。 ただいま、津波注意報が発表されています。 海岸付近の方は、津波に注意してください。」
避難指示 （津波危険地域） ※状況により実施	「こちらは、広報いとうです。 警戒レベル4 避難指示を発令します。 ただいま、津波（大津波）警報が発表されています。 津波危険地域（〇〇区、〇〇区、〇〇区）の皆さんは、安全な場所 へ避難してください。」
災害発生後	状況に応じた広報活動

【参考 1】東日本大震災における大洗町での避難の呼びかけ

「緊急避難命令 茨城県沿岸に津波警報発令 大至急、高台に避難せよ」との命令口調で避難を呼びかけた。

繰り返しサイレンを鳴らし、通常と異なる事態が発生している状況を伝達したことにより、4mの津波に襲われながら、津波による死者は1人も発生しなかった。

(住宅被害は全壊 7 棟、半壊 258 棟、床上浸水 201 棟、床下浸水 167 棟が発生)

◆放送内容の特徴

- ・「避難命令」、「避難せよ」という命令調の表現
- ・「〇〇町」などの具体的な場所の名前を示した指示
- ・津波が今どこまで来ているかといった現況の報告
- ・「自宅に戻らないで」といったその時々に応じた言い回しの追加
- ・「避難せよ」、「避難してください」を交互に使用するなど、放送内容の変化

平成 23 年 3 月 11 日の防災行政無線の主な放送内容

ただいま、震度 4 の地震がありました。海岸にいる方や津波浸水区域にお住まいの皆さんは火の元を確認し、速やかに高台の安全な場所に 避難してください (14:46)。
緊急避難命令 。茨城県沿岸に津波警報発令。明神町から大貫角一までの海岸側に 避難命令 。大至急、高台に 避難せよ (14:49)。
緊急避難命令 。大津波警報発令。大洗全域に 避難命令 。大洗沖合 50 km に高さ 10m の津波発生 (15:14)。
緊急避難命令 。大洗沖合 50 km 地点に大津波が発生しております。 自宅に戻られた方は再度高台に避難してください (15:25)。
津波第 1 波が到達 (15:27)。
第 2 波の津波が役場前まで到達しております。住民の皆様は大至急、高台に 避難せよ (15:43)。
津波第 3 波到達 (16:52)。
引き続き、第 4 波の津波が発生するおそれがあります (17:40)。
警報が解除されるまでは、避難場所から離れないでください (18:10)。

資料：地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書（総務省消防庁）
放送研究と調査「大洗町はなぜ「避難せよ」と呼びかけたのか」（NHK 放送文化研究所）

【参考2】海水浴場で避難を呼びかける手段

津波襲来のおそれが生じたときに、避難を呼びかける視覚的伝達手段として旗を用いることは、①地震による停電等の影響を受けない、②比較的安価で導入が容易である、という点において優れている。

旗に用いられている代表的な色としては、「赤色」と「オレンジ色」があり、それぞれ次のような特徴がある。

海水浴場で避難を呼びかける旗の種類

赤色	オレンジ色
<p>赤色の旗は、海上の状態が「危険な状態」であり、人は水に入らないようにすべきとの意味を持つものとして国際標準にも位置付けられている（ISO-20712-2）。</p> <p>また、全国の多くの海水浴場で安全管理の活動を行っている民間団体においても、遊泳禁止の呼びかけ手段として赤色の旗を広く用いることとされるなど、海水浴場等で危険な状態を示す色として最も広く普及している。</p>	<p>様々な状況下（離岸流や高波、落雷等）において一般的に用いられている赤色の旗と区別することで津波の発生を的確に伝えられ、昼間の視認性にも優れた色として有効であると考えられている。</p> <p>現在、神奈川県海岸等を中心に、津波発生時にオレンジフラッグを掲出して避難を呼びかける取組みが進められている。</p>



神奈川県の海岸で用いられるオレンジフラッグ

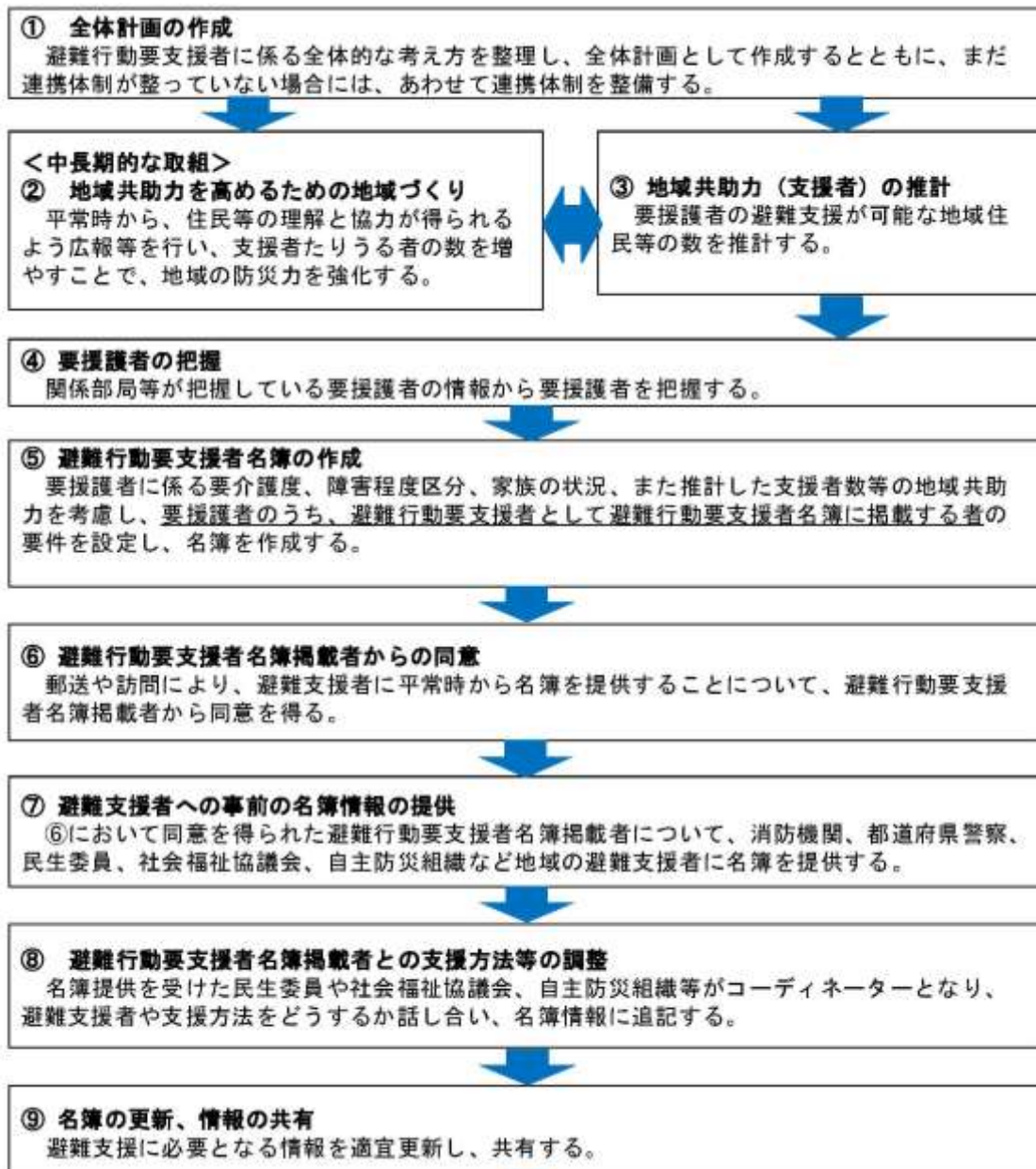
資料：神奈川県HP

第5章 避難行動要支援者への避難支援

1 避難行動要支援者への主な支援方法

津波避難において避難行動要支援者への避難支援を定めるに当たっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、あらかじめ市と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を確立しておくことが重要である。

災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（内閣府, 2013）で示された主な支援の手順について次に示す。





⑩ 安全確保、避難のための情報伝達
防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により発災したこと又は発災のおそれが生じたことを、広く周知する。

⑪ 避難行動要支援者名簿掲載者の避難行動支援
発災又は発災のおそれが生じた場合は、避難誘導等に従事する者の安全確保に留意した上で⑥における同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援者に提供する。

○⑥において名簿情報の提供に同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた具体的な支援方策等に基づき、可能な範囲で避難行動の支援を実施。

○⑥において名簿情報の提供に同意した者以外の者であっても、可能な範囲で避難行動の支援を実施。

⑫ 安否確認の実施
避難支援が及ばなかった避難行動要支援者名簿掲載者（⑥において名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行う。

⑬ 避難所入所以降の支援
避難者名簿へ避難行動要支援者名簿掲載者の情報等を引き継ぎ、生活支援を行う。

平常時からの関係づくり

⑭ 防災訓練
避難行動要支援者名簿掲載者も視野に入れ、情報伝達、避難行動支援等について実際に機能するか点検しておく。

⑮ 人材育成
より多くの支援者を確保するとともに、地域共助力の質を高めるため、支援者の人材育成や研修等を行う。

(注) 本章文中における「要援護者」とは、「要配慮者」として読み替えるものとする。

第6章 平常時の津波防災教育・啓発及び避難訓練

1 防災教育の推進及び防災意識の啓発

一人ひとりが津波災害を正しく理解し、自らの的確な判断の下で防災・減災行動を取るため、学校における防災教育や地域における啓発活動を推進する。

また、自主防災組織や地域の防災リーダーの育成に努める。

2 津波避難訓練の実施

本市では、「総合防災訓練」、「地域防災訓練」及び「津波避難訓練」に分け、年 3 回の訓練を実施している。訓練内容は、出火防止や消火訓練、救出・救護、避難などの応急対応から給水、給食などの避難生活に関するものまで、様々な状況を想定して行われる。

(1) 総合防災訓練

毎年 9 月 1 日の「防災の日」に、国・県・市・民間事業所・自主防災組織・家庭などで相模トラフ想定を訓練想定とし、地震発生から応急復旧までの防災対策について重点的に訓練を行う。

(2) 地域防災訓練

県では、毎年 12 月の第 1 日曜日を「地域防災の日」としており、突然発生した地震を想定し、市内自主防災組織を主体に、それぞれの地域に合った訓練を実施している。

(3) 津波避難訓練

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、静岡県では毎年 3 月 6 日から 15 日を「津波対策推進旬間」としており、本市においても市内沿岸部自主防災組織を対象とし、津波からの避難を目的とした津波避難訓練を実施している。

別紙一覧

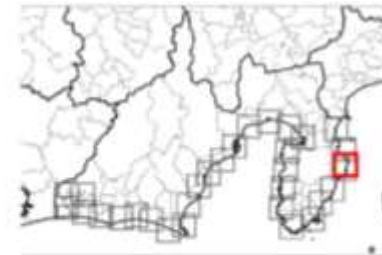
別紙 1 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース 1)レベル 2 津波想定浸水区域図

別紙1 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース1)レベル2 津波想定浸水区域図



最大浸水深(m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



【留意事項】

○本資料は、最大クラスの津波が次のような悪条件下において発生したと想定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。

- ・コンクリート製の海岸堤防や河川堤防は地震動により破壊されたという仮定をしています。
- ・土で築造された海岸堤防や河川堤防は地震動により高さが元の高さの25%まで低下し、津波が乗り越えたと同時に無くなるという仮定をしています。

※上記の仮定条件は、今後の防災・減災対策を検討する上で最悪の事態を想定しておく必要があるために設定したものであり、実際の地震において堤防が全て壊れるということではありません。今後、県では、堤防の耐震化や消波対策とともに、仮に津波が乗り越えたとしても粘り強く効果を発揮する構造への改良を進めていきます。

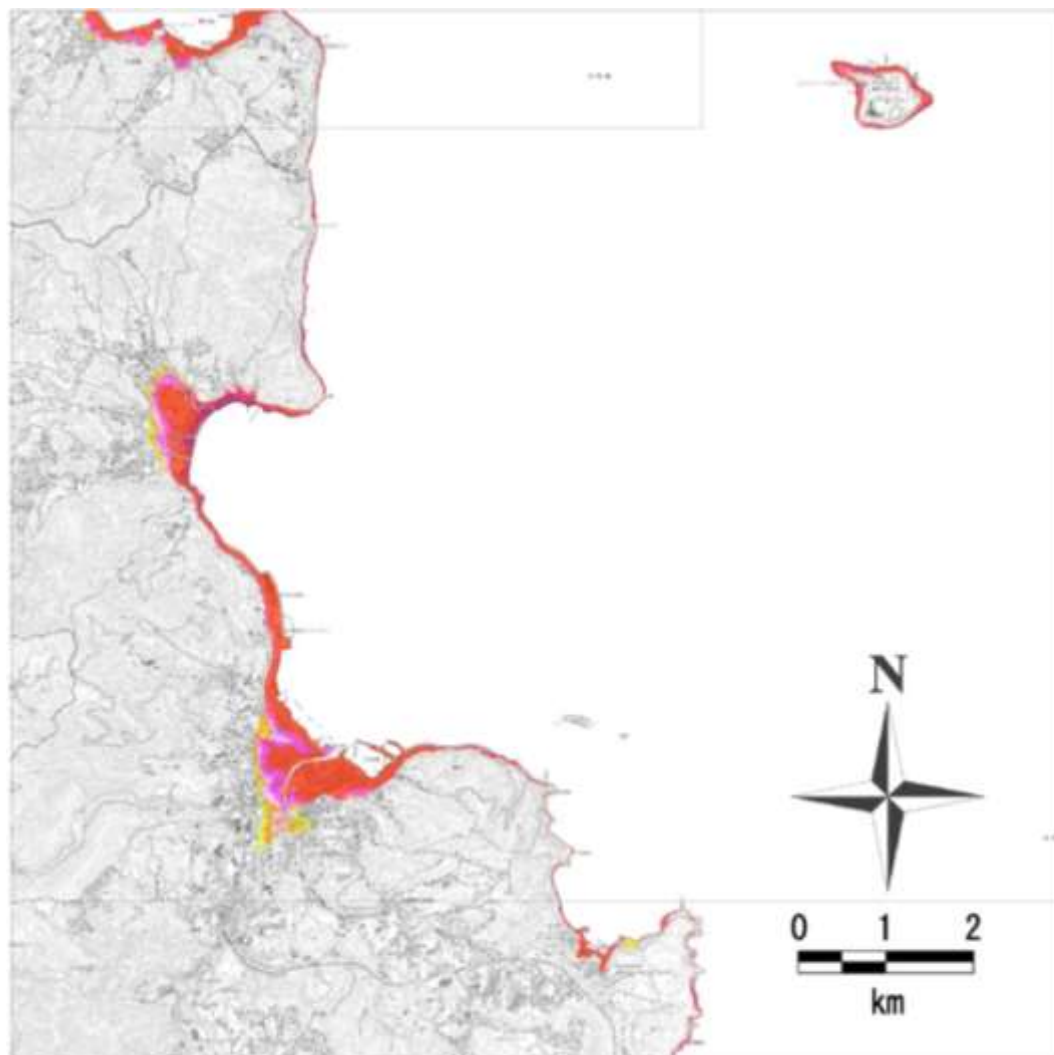
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本資料で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

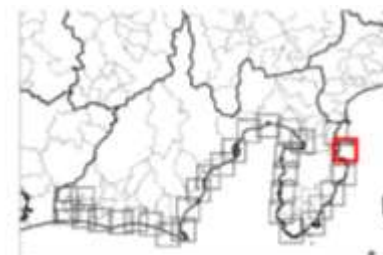
○津波の想定は最新の地形データに基づいておりますが、背景の地図には古いものが含まれています。

「この地図の作成にあたっては、国土院の提供を受けた、国土地理院のデータと、国土地理院の2万5千分の1地形図を使用しました。」(国土地理院 平成24年度 第244-02000P10102号)



最大浸水深(m)

20	以上
10	～ 20
5	～ 10
3	～ 5
2	～ 3
1	～ 2
0.3	～ 1
0.01	～ 0.3



【留意事項】

○本資料は、最大クラスの津波が次のような悪条件下において発生したと想定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

- ・コンクリート製の海岸堤防や河川堤防は地震動により破壊されたという仮定をしています。
- ・土で築造された海岸堤防や河川堤防は地震動により高さが元の高さの 25%まで低下し、津波が乗り越えたと同時に無くなるという仮定をしています。

※上記の仮定条件は、今後の防災・減災対策を検討する上で最悪の事態を想定しておく必要があるために設定したものであり、実際の地震において堤防が全て壊れるということではありません。今後、県では、堤防の耐震化や消波化対策とともに、仮に津波が乗り越えたとしても粘り強く効果を発揮する構造への改良を進めていきます。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本資料で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○津波の想定は最新の地形データに基づいておりますが、背景の地図には古いものが含まれています。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院の津波を標記、経度差の 2 万 5 千分の 1 地形図を使用しました。」（津波番号 平 24 補修、第 244-013805(012)号）